

大府市水道持続ビジョン2035



2026(令和8)年3月

大府市水道事業

はじめに

本市は、2020年度から2030年度までを計画期間とする「第6次大府市総合計画」を策定し、「いつまでも住み続けたいサステナブル健康都市おおぶ」の実現に向けたまちづくりを推進しております。水道事業におきましては、「安全な水の安定供給」を基本方針とし、施設の適切な維持管理と計画的な更新を通じて、災害への備えを強化するとともに、健全な経営基盤の確保に努めております。

全国では、令和6年能登半島地震による甚大な被害とその復旧の長期化、各地で発生している大規模な漏水事故など、水道の信頼性に対する市民の不安が高まっております。加えて、本市では、2024年10月及び2026年4月に予定されている県営水道料金の改定に伴う受水費用の増大や、物価高騰に伴う維持管理費の増加など、本市水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

そのような状況においても、本市は他の類似団体と比較して高い耐震化率を維持しており、老朽管や施設の計画的な更新を着実に進めてまいりました。2024年度には、「大府市地域防災計画」において福祉避難所を見直したことに合わせて、「大府市上下水道耐震化計画」を策定し、災害に強く持続可能な水道システムの構築を推進しております。また、令和6年能登半島地震における災害応援の経験を生かし、避難所となる公共施設や学校の受水槽に非常用給水栓を整備するとともに、知多半島で初めて民間集合住宅への設置も推奨し、災害時における飲料水の確保体制を強化しております。

本市は、どのような災害が発生しても安心・安全な水道水を安定して供給できることを目指しております。このような取組を持続可能なものとし、今後も健全な経営を維持していくため、2025年12月定例会において、2026年6月に平均改定率6%とする料金改定の実施を決定いたしました。

この「大府市水道持続ビジョン2035」は、「健康都市の暮らしを支え、未来へつなぐ、災害に強い大府市の水道」を基本理念として掲げ、今後は、「みせる水道」のコンセプトのもと、水道の重要性や安全性について積極的に情報発信を行い、将来にわたって安定的かつ安全な水の供給が継続できるよう、着実に取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2026年3月

大府市長 岡村 秀人



目次

大府市水道持続ビジョン 2035	1
第1章 大府市水道持続ビジョン 2035 の概要	1
1.1 策定主旨	1
1.2 位置付け	1
1.2.1 国の計画との関連	1
1.2.2 県の計画との関連	2
1.2.3 市の計画との関連	2
1.3 計画期間	3
1.4 水道事業に関連する持続可能な開発目標（SDGs）	3
第2章 水道事業の概要	5
2.1 事業の沿革	5
2.2 施設の概要	6
2.3 料金	9
2.4 組織	11
第3章 事業の現状分析と評価・課題	12
3.1 【安全】いつでもどこでも安心して飲める水道	12
3.1.1 水質管理及び監視体制	12
3.1.2 各戸への給水状況	15
3.2 【強靱】強靱でしなやかな水道	17
3.2.1 供給能力	17
3.2.2 水道施設の維持管理	17
3.2.3 災害対策及び耐震化の進捗状況	19
3.2.4 応急復旧体制、応急給水体制	21
3.3 【持続】環境にやさしい持続可能な水道	24
3.3.1 経営・財政	24
3.3.2 市民サービス向上の取組	31
3.3.3 組織	32
3.3.4 環境への配慮	34
3.4 事業の現状分析と評価・課題	36
第4章 将来の事業環境	38
4.1 給水人口の見通し	38
4.2 有収水量と料金収入の見通し	38

4.3	水道施設の見通し	39
4.4	組織の見通し	40
第5章	基本方針	41
5.1	基本方針	41
5.2	基本方針のまとめ	42
第6章	重点的な実現施策	44
6.1	【安全】いつでもどんなときも安心して飲める水道	44
6.1.1	安心・安全な水の供給	44
6.1.2	給水の管理体制強化	44
6.2	【強靱】強靱でたくましく災害に強い水道	45
6.2.1	水道施設の耐震化	45
6.2.2	災害発生時の事後対策の充実	45
6.3	【持続】安定した経営基盤による持続可能な水道	46
6.3.1	経営基盤の安定	46
6.3.2	利便性の向上及び広報活動	47
6.3.3	技術力の向上と人材の育成	48
6.3.4	環境負荷の低減	48
第7章	投資・財政計画（収支計画）	49
7.1	投資・財政計画（収支計画）の改訂にあたっての説明	49
7.1.1	投資的経費の説明	49
7.1.2	財政についての説明	53
7.1.3	投資的経費以外の経費についての説明	54
7.2	投資・財政計画（収支計画）	56
第8章	フォローアップ	63
8.1	評価指標について	63
8.2	計画の進捗管理	64
	用語解説	65

第1章 大府市水道持続ビジョン 2035 の概要

1.1 策定主旨

「大府市水道ビジョン2030」及び「大府市水道事業経営戦略」策定から5年が経過し、有収水量の減少に伴う給水収益の減少や、2024年度、2026年度（予定）の愛知県営水道*の料金改定、物価高騰に伴う維持管理費の増大など、事業の運営に大きな影響を与える変化がありました。さらに、令和6年能登半島地震などの大規模災害や全国各地で頻発する大規模な漏水事故の不安から、災害に強い施設や管路の整備が今まで以上に求められています。

これら水道事業の環境が厳しさを増している状況に鑑み、総務省より全国の水道事業管理者に対して2025年度までの経営戦略の改定に係る要請があり、経営基盤の強化や財政マネジメント向上において、経営戦略の重要性は一層高まっています。

このような背景を受けて、経営を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、投資・財政計画（収支計画）の見直しを行うとともに、事業の分析と評価を踏まえた実行性のある計画とすることとしました。また、水道ビジョンに掲げる目標の達成には安定した経営基盤が不可欠であり、経営戦略と密接な関係にあることから、今回を機に「大府市水道持続ビジョン2035」（以下、本ビジョンという）として策定しました。

1.2 位置付け

本ビジョンは、第6次大府市総合計画に掲げる水道事業に関する施策を実現するため、国が定める「新水道ビジョン」、県が定める「愛知県水道整備基本構想」及び「企業庁経営戦略(改訂版)」などの関連計画や、市の「大府市上下水道耐震化計画」などの下位計画との整合性を図り、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から中長期的な目標を掲げるとともに、基本方針及び投資・財政計画（収支計画）を定めるものです。

1.2.1 国の計画との関連

国の「新水道ビジョン」では、基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」とする3つの観点から、水道事業の理想像を具体的に示し、今後取り組むべき事項や方策が提示されています。

これを受けて、本市においても、同じ3つの観点を柱として位置付け、安心・安全な水道水の供給、災害に強い水道システムの構築、安定した経営基盤の持続を目指しています。

1.2.2 県の計画との関連

「愛知県水道整備基本構想」は、県内全体の水道整備に関する基本的な方針を示すもので、将来の水需要の見通しや施設の耐震化、災害対策、広域連携のあり方などを総合的に定めています。この構想は、本市を含む県内の各市町村にとって、水道事業の方向性を検討する上での重要な指針となっています。本市においては、この基本構想の内容と整合性を保ちながら、地域特有の実情や課題に応じた施策を本ビジョンに反映しています。これにより、広域的な水道整備方針の中で、市の取組を通じて、持続可能な水道事業の実現を目指しています。

また、「企業庁経営戦略（改訂版）」は、愛知県営水道の効率的かつ持続可能な運営を目的としており、本市を含む県内の各市町村に影響を及ぼす戦略的な方針を定めています。愛知県営水道からの受水を行っている本市にとって、この内容は、水道経営における重要な外部要因であることから、本ビジョンにおいても、効率的な施設運用や経営基盤の安定など、戦略的な視点での対応を図っています。

さらに、「愛知県水道広域化推進プラン」は、県内の水道の広域連携の推進による基盤の強化を目的としており、本ビジョンにおいても、広域連携の取組を通じた効率的な事業運営を目指しています。

1.2.3 市の計画との関連

今後の水道事業の方向性や目標を示す本ビジョンの下位に位置するのが、「大府市上下水道耐震化計画」と「水道水質検査*計画」です。

まず、「大府市上下水道耐震化計画」は、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築を目指すものであり、管路の耐震性向上に向けた整備方針を定めたものです。これにより、本ビジョンが掲げる目標の一つである「強靱」の実現を支えています。

次に、「水道水質検査計画」は、水道水の安全性を確保するため、必要な水質検査項目や頻度、検査体制などを定めた計画であり、本ビジョンのもう一つの柱である「安全」という目標の実現を支えています。本計画は、水質に対する信頼性を高め、市民に安心して利用してもらえる水道を確保するというビジョンの理念を具体化する役割を果たしています。

本ビジョンとこれら2つの下位計画が連携することで、将来にわたり、安心・安全な水道水を供給し続けることを目指しています。

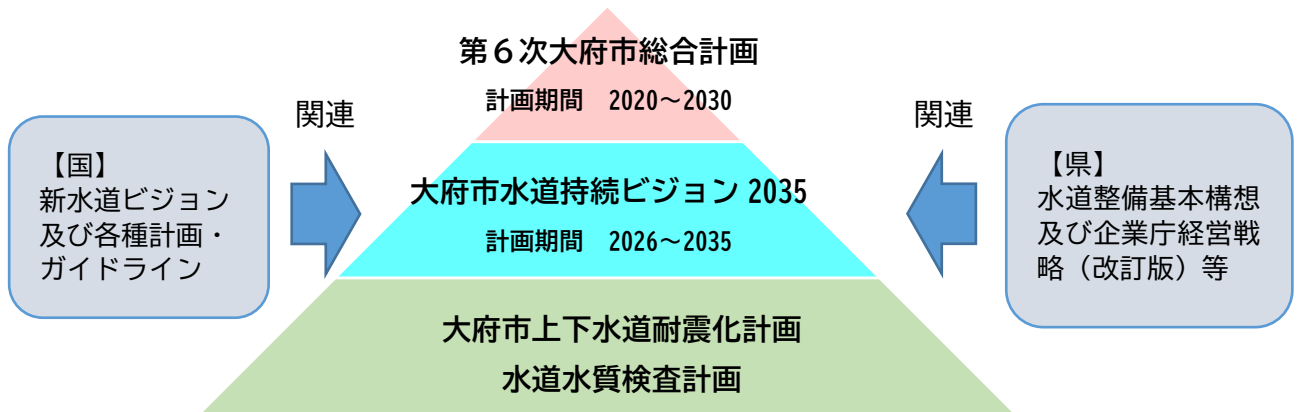


図1 位置付け

1.3 計画期間

計画期間は2026年度から2035年度までの10年間とします。

1.4 水道事業に関連する持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



水道事業においても、SDGsの目標達成に向けて本市が果たし得る役割にも留意しながら、本ビジョンの施策を展開するものとします。

大府市水道事業に関するゴール



第2章 水道事業の概要

2.1 事業の沿革

本市水道事業の歴史は、1935年の桜山簡易水道の完成に始まります。上水道事業としては、1961年3月に上水道創設認可を受けることに始まり、人口や給水量*の増加に対応するために、4回の拡張事業を行い、現在に至っています。2024年度末における給水人口*は93,095人、一日平均給水量*は26,715m³/日で水道普及率は99.9%です。

表2.1 大府市水道事業の沿革

年月		沿革
1935年	10月	桜山簡易水道（組合営業、給水人口約120人）が完成、桃山公園一帯へ給水を開始
1956年	10月	大府町役場に水道課を設置
1957年	3月	町営簡易水道（給水人口約5,000人）が完成、大府駅前一帯に給水を開始
1961年	3月	上水道創設認可 （計画給水人口 13,500人、計画一日最大給水量* 2,025m ³ /日）
1962年	4月	町営愛知用水上水道（給水人口約7,500人）が完成、ほぼ町全域に給水を開始
1964年	3月	第1期拡張事業計画認可 （計画給水人口 15,300人、計画一日最大給水量 2,295m ³ /日）
1967年	3月	第2期拡張事業計画認可 （計画給水人口 48,400人、計画一日最大給水量 18,400m ³ /日）
1973年	1月	第3期拡張事業計画認可 （計画給水人口 75,200人、計画一日最大給水量 36,100m ³ /日）
1976年	5月	共和配水場が完成
1988年	3月	大府西配水場が完成
1996年	3月	第4期拡張事業計画認可 （計画給水人口 90,000人、計画一日最大給水量 41,800m ³ /日）
2009年	2月	長草配水場が完成
2015年	4月	第4期拡張事業変更届出 （計画給水人口 99,000人、計画一日最大給水量 34,100m ³ /日）
2019年	4月	大府西配水場廃止、長草配水場へ機能統合

2.2 施設の概要

本市の水道水は、愛知県営水道から100%受水したものです。木曾川水系の牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダムを水源とした愛知用水の水を県営上野浄水場で取水、処理した浄水を受水しています。

愛知県営水道から共和配水場及び長草配水場の2か所で受水し、市内全域に配水しています。市内を南北に縦断するJR東海道本線の東側には、共和配水場から配水し、西側では、長草配水場から配水しています。また、JR東海道本線の東側の一部は横根配水場を、西側の一部は八ツ屋配水池又は桜木増圧ポンプ場を経由して配水しています。

本市水道事業の水道施設位置を図2.1に、全配水施設フローを図2.2に示します。



図2.1 水道施設位置図

(2024年12月31日現在)

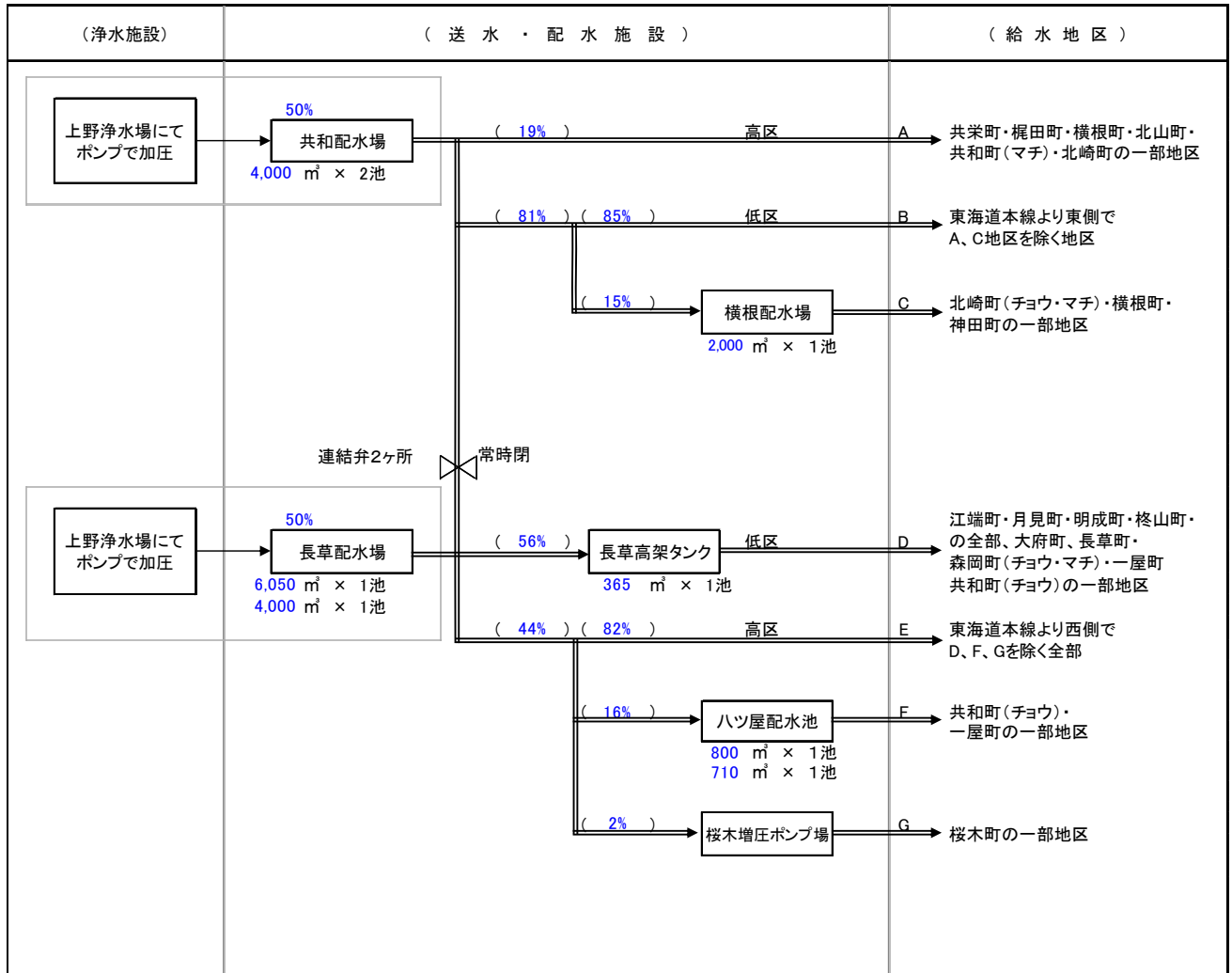


図 2.2 全配水施設フロー図

2.3 料金

本市の水道料金は、基本料金と水量料金の合算額とし、基本料金はメータ口径別の分類とし、水量料金については逡増制を採用しています。

料金については、2014年4月の改定から11年が経過する中、2025年度に大府市水道事業経営検討委員会を設置して持続可能な健全経営について検討を行い、健全経営を維持するためには、料金改定が必要との結論に至りました。その後、2025年12月議会において、平均改定率6%とする水道料金の改定を決定しました。なお、水道料金は、2026年6月に改定の予定です。

現状の水道料金算定表を表2.2に、改定後の水道料金算定表を表2.3に示します。

表2.2 水道料金算定表（月額）（2014年4月1日適用）

基本料金			水量料金		
用途区分	メータ口径区分	料金	用途区分	使用水量区分	料金
専用、 浴場営業用 及び臨時用	13ミリメートル	600円	専用	10立方メートルまでの1立方メートルについて	85円
	20ミリメートル	600円		10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき	115円
	25ミリメートル	2,900円		20立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルにつき	175円
	40ミリメートル	8,690円		30立方メートルを超え50立方メートルまでの1立方メートルにつき	216円
	50ミリメートル	13,270円		50立方メートルを超える1立方メートルにつき	258円
	75ミリメートル	32,560円			
	100ミリメートル	56,670円	浴場 営業用	1立方メートルにつき	85円
	125ミリメートル	79,570円	臨時用	1立方メートルにつき	423円
共用	1戸につき 600円×共用戸数		共用	1戸当たり平均水量（商の余り水量は特定1戸分に加算）を各戸ごとに、専用の水量区分で算定し、全戸分を合算した金額	

※水道料金は、基本料金と水量料金の合計額に消費税率を乗じた額です。

表2.3 水道料金算定表（月額）（2026年6月1日適用）

基本料金			水量料金		
用途区分	メータ口径区分	料金	用途区分	使用水量区分	料金
専用、 浴場営業用 及び臨時用	13ミリメートル	620円	専用	10立方メートルまでの1立方メートルについて	85円
	20ミリメートル	620円		10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき	126円
	25ミリメートル	3,075円		20立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルにつき	191円
	40ミリメートル	9,220円		30立方メートルを超え50立方メートルまでの1立方メートルにつき	235円
	50ミリメートル	14,075円		50立方メートルを超える1立方メートルにつき	280円
	75ミリメートル	34,525円			
	100ミリメートル	60,100円	浴場 営業用	1立方メートルにつき	85円
	125ミリメートル	84,400円	臨時用	1立方メートルにつき	461円
共用	1戸につき 620円×共用戸数		共用	1戸当たり平均水量（商の余り水量は特定1戸分に加算）を各戸ごとに、専用の水量区分で算定し、全戸分を合算した金額	

※水道料金は、基本料金と水量料金の合計額に消費税率を乗じた額です。

2.4 組織

本市水道事業の職員数は、2010 年度以降では、2012 年度の 21 人をピークとして、2025 年 4 月 1 日現在では水道事業職員は 16 人です。

2021 年度には、水道事業と下水道事業を、経営部門である水道経営課と工事部門である水道工務課に再編しました。

さらに、2024 年度には、企業会計に特化した「水道部」を設置し、安定した水道事業経営を通じた持続可能な都市基盤を整備する体制を構築しました。

表 2.4 職員数（2025 年 4 月 1 日現在）

所属	人数
水道部	1
水道経営課	1
水道業務料金係	4
水道工務課	1
水道給水係	6
水道整備係	3

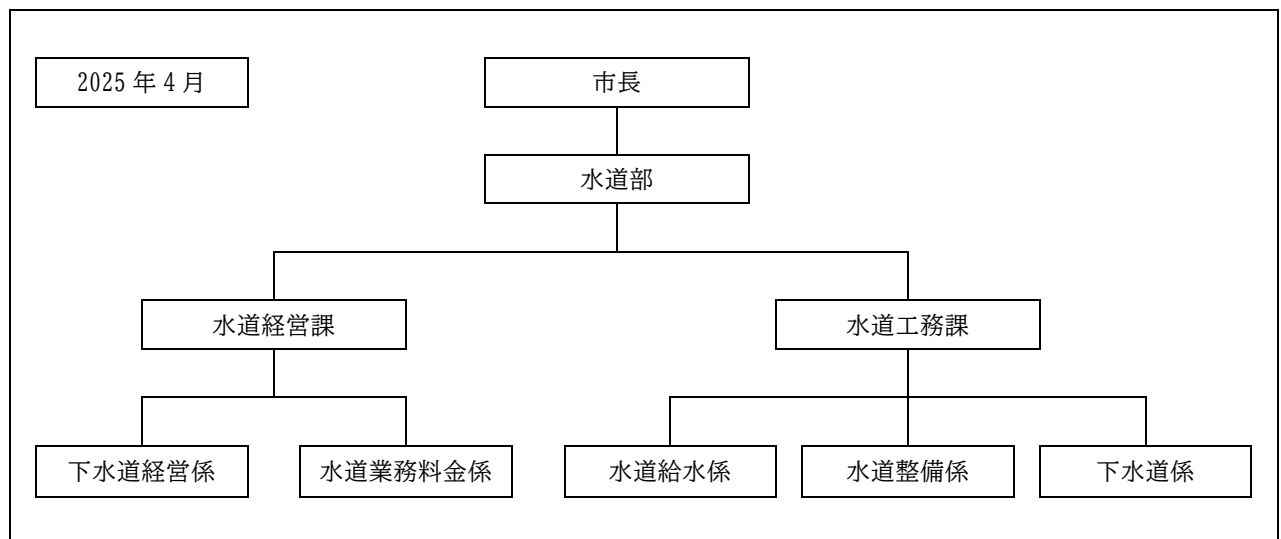


図2.3 組織図

第3章 事業の現状分析と評価・課題

ここでは、本市水道事業の現状を分析・評価し、課題を整理します。

水質保全、災害対策・施設の耐震化、経営基盤などに関する事項について、業務指標 PI*及び経営比較分析表を用いて分析・評価を行い、その結果を「安全」、「強靱」、「持続」の3つに大別して整理します。

※業務指標 PI：2005年に日本水道協会規格（JWWA Q 100）として制定された水道事業ガイドラインに基づく指標で、A「安全で良質な水」、B「安定した水の供給」、C「健全な事業経営」に分類されます。

3.1 【安全】いつでもどこでも安心して飲める水道

3.1.1 水質管理及び監視体制

水源及び浄水の水質は愛知県営水道が管理しており、共和配水場及び長草配水場での受水地点から配水末端までの水質は本市水道事業が管理しています。

水質は、各家庭や事業者に給水されるまでの過程で、異臭味や塩素臭、色、濁り、塩素消毒*による消毒副生成物*の生成など、さまざまな問題を引き起こすことがあるため、適切な管理をしなければなりません。

愛知県営水道では、本市水道事業への送水前に水質検査を実施しています。本市水道事業では、その検査結果に基づき、全ての項目が水質基準を満たしていることを確認しており、安全な水を受水しています。

(1) これまでの取組

① 水質検査の実施

共和配水場系統及び長草配水場系統のそれぞれ3地点の給水栓*で、色、濁り、残留塩素濃度*の3項目について毎日検査を実施しています。さらに、配水系統ごとに採水地点を設け、2地点で、水質基準項目*（水道法の水質基準項目51項目）の検査、1地点で、水質管理目標設定項目*（27項目中6項目）の検査を項目ごとに検査頻度を定めて実施しています。

これらの水質検査の結果、全ての項目において、水質基準に適合していることを確認しています。また、2024年8月にPFOS及びPFOA*の検査を行い、全て測定可能な下限値未満であることを確認しました。水質検査の採水場所及び検査項目を表3.1及び図3.1に示します。

なお、薬剤や資機材に由来する水質異常を含め、受水から給水に至る各段階に起因する水道水質の異常に迅速に対応できるよう、日常的に水質管理を行っています。

表3.1 水質検査採水場所及び検査項目

配水系統	採水場所	検査項目
共和配水場系統	① 大府市中央町六丁目地内	全水質基準項目 水質管理目標設定項目
	② 大府市北崎町福池地内	水質基準項目中9項目*
	③ 大府市神田町三丁目地内	水質基準項目中9項目
長草配水場系統	④ 大府市江端町五丁目地内	全水質基準項目
	⑤ 大府市桜木町一丁目地内	水質基準項目中9項目
	⑥ 大府市共和町三丁目地内	水質基準項目中9項目

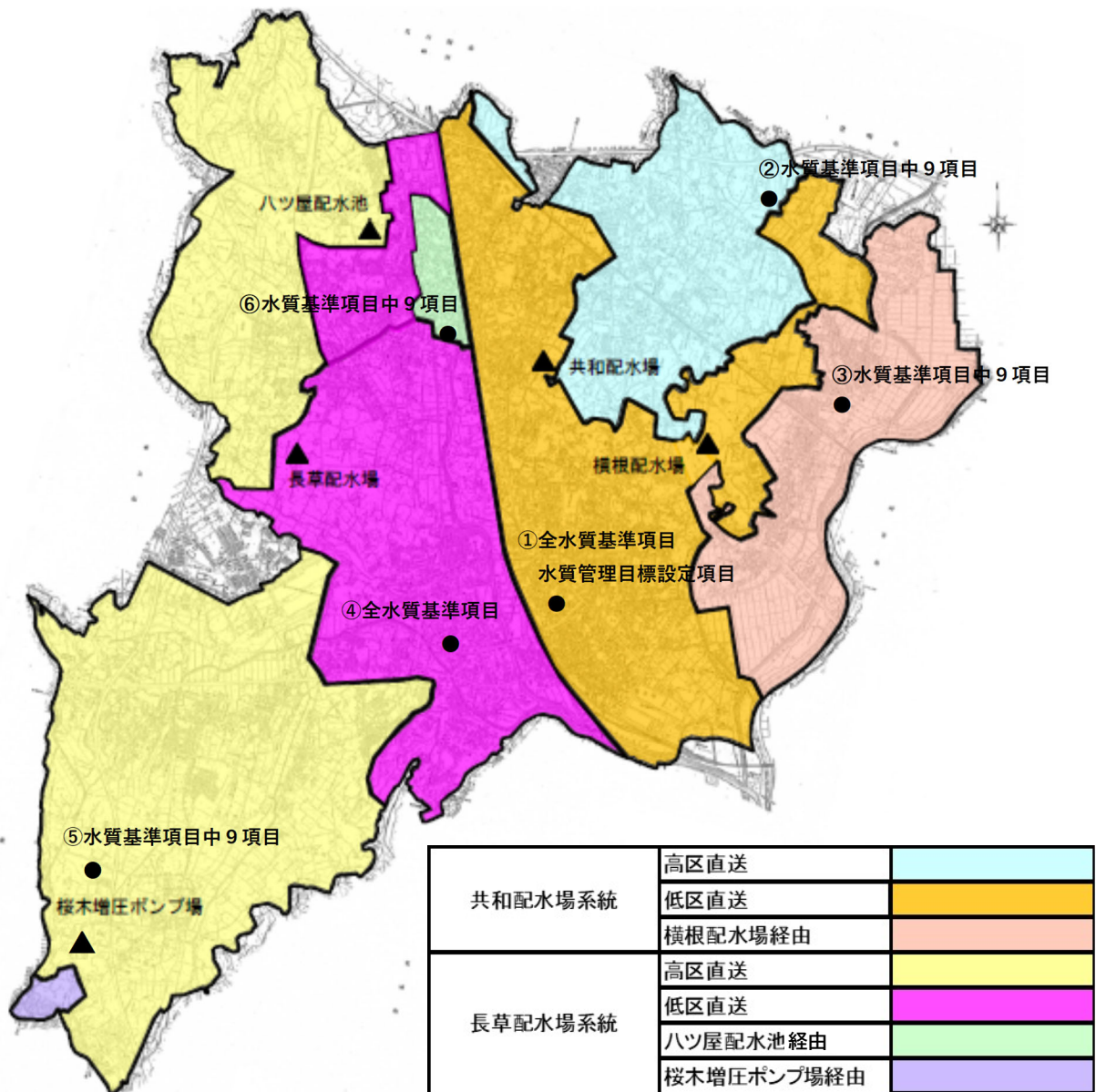


図3.1 水質検査採水位置図

② セキュリティ対策の実施

汚染物質の混入などにより水質事故が発生するおそれがあるため、水道施設や給水栓水質*への影響を未然に防止する目的で、配水場や配水池は立入防止フェンスで囲い、部外者が侵入できないようにするとともに、カメラやセンサーによる警備などのセキュリティ対策を実施しています。

(2) 業務指標 PI を活用した現状分析

業務指標 PI には、水質に関する指標があります。

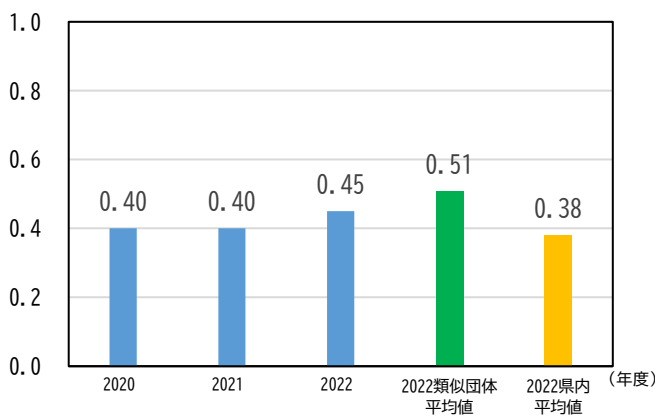


図3.2 A101 平均残留塩素濃度(mg/L)

図3.2「A101 平均残留塩素濃度*」は、給水栓における残留塩素濃度の平均値を表す指標です。残留塩素濃度は0.10mg/L以上を保たなければなりません。数値が高すぎると塩素臭の発生原因となります。本市水道事業は、県内及び類似団体平均値*と同程度の数値を示しています。

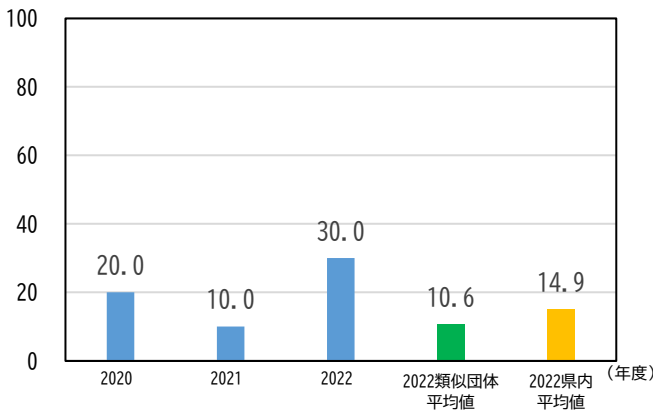


図3.3 A102 最大カビ臭物質濃度水質基準比率(%)

図3.3「A102 最大カビ臭物質濃度水質基準比率*」は、異臭味を発生するジオスミン*と2-メチルイソボルネオール*の濃度を表す指標です。最大カビ臭物質濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、0%が測定可能な下限値未満であることを示し、100%が水質基準値と同じことを示します。ジオスミンの値は最大値0.000003mg/L（水質基準：0.00001mg/L）、2-メチルイソボルネオールの値は測定可能な下限値0.000001 mg/L未満（水質基準：0.00001mg/L）を示しており、水質基準には十分適合しています。

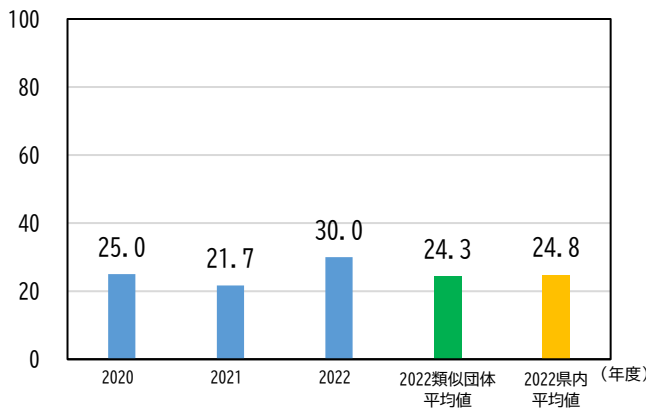


図3.4 「A108 消毒副生成物濃度水質基準比率*」は、消毒副生成物濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、0%が最良を示し、100%が水質基準値と同じことを示します。本市水道事業は、県内及び類似団体平均値と同程度の数値を示しています。

図3.4 A108 消毒副生成物濃度水質基準比率(%)
 ※A108の指標は、各給水栓の年最大値を用いています。(年最大値が同時期の定期検査結果とは限りません。)

3.1.2 各戸への給水状況

家庭などへの給水方式には、直結給水方式と貯水槽給水方式があります。貯水槽給水方式は、配水管の水圧では直接給水できないビルやマンションなどの建築物において、一時的に貯水槽に水道水を貯め、ポンプで加圧給水する方式、または、ポンプで高架水槽に汲み上げてから給水する方式です。なお、貯水槽水道*（貯水槽以降の設備）は、設置者の財産であり、設備や水質等の管理責任は設置者にあります。直結給水方式と貯水槽給水方式の例を、図3.5、図3.6に示します。

貯水槽水道は、水量調整に役立ち、配水管への負担を軽減する利点がある一方で、貯水槽内における水質の劣化や残留塩素濃度の低下など、衛生面を確保することへの課題もあります。

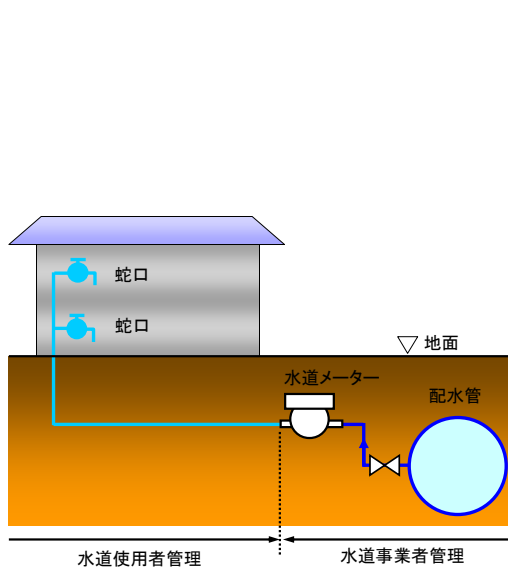


図3.5 直結給水方式の例

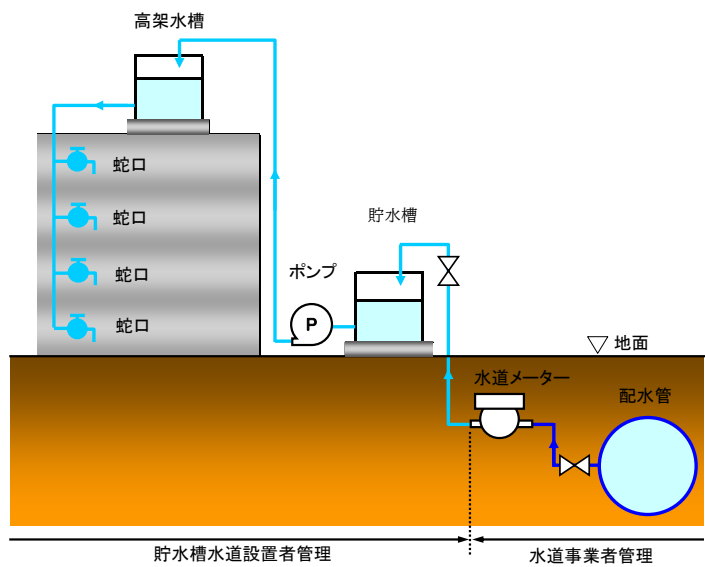


図3.6 貯水槽給水方式（高架水槽有り）の例

(1) これまでの取組

① 3階直結給水の実施

2009年度からは、3階建ての建物に対し、所定の条件を満たした場合に直結給水を可能としました。

② 貯水槽水道の衛生面の確保

本市では、2019年度に、「大府市小規模貯水槽水道*における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」を制定し、有効容量が10m³以下の小規模貯水槽水道においても、有効容量10m³超の簡易専用水道*と同様に点検・清掃等を義務付け、提供される飲料水についての衛生性及び安全性の確保に努めています。

3.2 【強靱】強靱でしなやかな水道

3.2.1 供給能力

2.2で述べたとおり、本市は愛知県営水道から浄水を100%受水しており、共和配水場と長草配水場の2か所から各配水区域に配水しています。過去10年間で一日最大給水量が最も多かったのは、2018年度の30,967m³/日でした。

(1) これまでの取組

① 配水能力の確保

事業認可値である計画一日最大給水量34,100m³/日に十分対応可能な配水池及びポンプ設備を有しています。

② 配水池容量の確保

2018年度には長草配水場第2配水池の建替えを実施し、配水池容量の増加を図りました。その結果、本市水道事業における配水池容量の合計は22,225m³となりました。

(2) 業務指標PIを活用した現状分析

業務指標PIには、配水池能力や維持管理に関する指標があります。

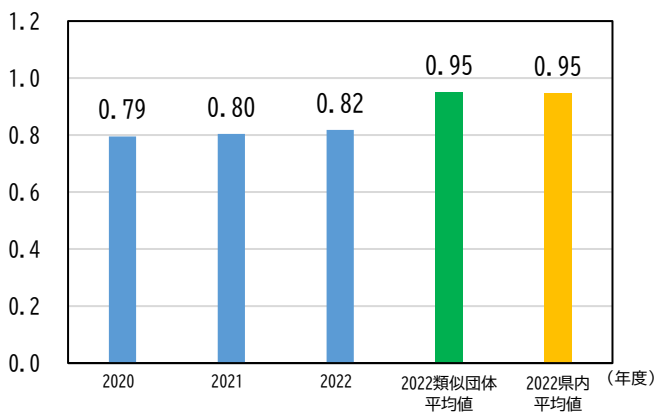


図3.7 B113 配水池貯留能力 (日)

図3.7「B113 配水池貯留能力」は、一日平均給水量に対する配水池の貯留能力の指標です。県内及び類似団体平均値より低いものの、配水池容量は計画一日最大給水量の0.5日分以上を確保することが標準とされている中、0.65日分を確保しており、十分な配水池容量を有しています。

3.2.2 水道施設の維持管理

水道施設における受水から給水までの過程では、施設や設備の一部でも停止したり、漏水事故が発生すると断水につながるため、定期点検や迅速に修繕対応を行うなど、安定供給に努めています。

(1) これまでの取組

① 定期的な保守点検の実施

水道施設の安定稼働を維持するため、定期的な保守点検を実施し、予防保全及び事後保全の観点から必要に応じて部品の交換を行っています。

② 漏水監視装置の設置

重要なインフラが近接する箇所に漏水監視装置を設置しました。管路の状態を監視することで、漏水の早期発見により被害の抑制を図ります

③ 老朽管の更新

法定耐用年数に関わらず、管種や継手形状を基に設定した更新基準年数を超過している管路を中心に管路更新を進めています。更新箇所の選定には、漏水情報や修繕記録を反映しています。

(2) 業務指標PIを活用した現状分析

業務指標PIには、維持管理に関する指標があります。

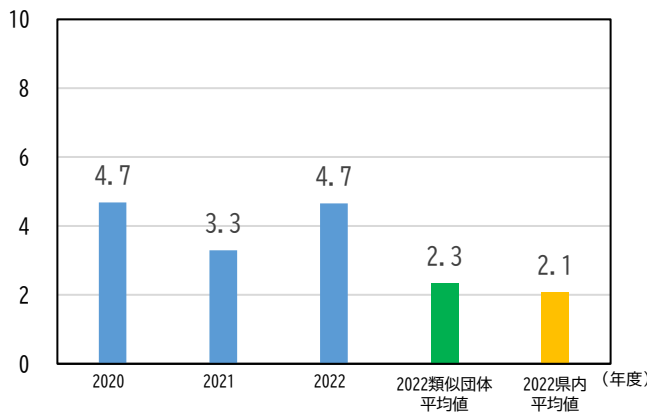


図3.8 B204 管路の事故割合 (件/100km)

図3.8「B204 管路の事故割合」は、管路100km当たりの年間の事故件数で、0件であれば無事故であることを示します。事故割合は県内平均値及び類似団体平均値より高い値となっており、年間に100km当たり3～5件程度の事故があります。

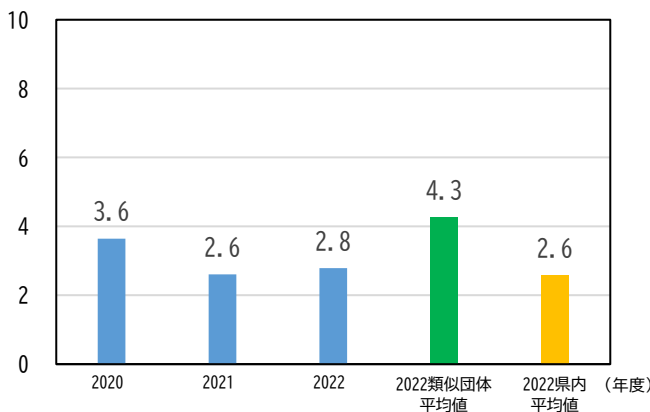


図3.9 B208 給水管の事故割合 (件/1000件)

図3.9「B208 給水管の事故割合」は、給水件数1,000件当たりの給水管の事故件数を示しています。事故割合は県内平均値と同程度、類似団体平均値より低い値となっており、年間に1,000件当たり3件程度の事故があります。

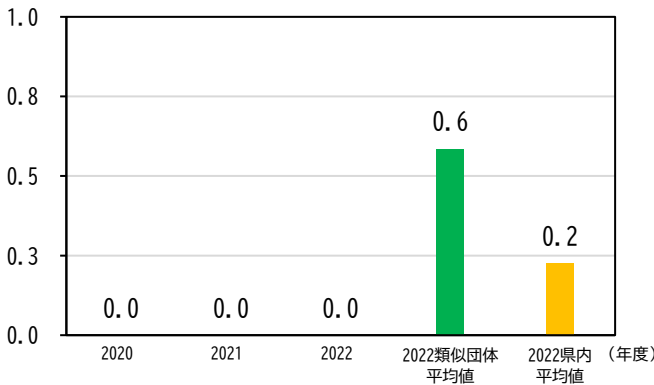


図3.10 B209 給水人口一人当たり平均断水・濁水時間(時間)

図3.10「B209 給水人口一人当たり平均断水・濁水時間」は、給水人口に対する断水・濁水時間を示しています。本市水道事業は0時間を示しています。

断水・濁水などの大きな事故は発生していませんが、事故を未然に防ぐために管路を定期的に更新し、適切な管理を行うとともに、漏水事故があった際に迅速に通報できる仕組みを構築する必要があります。

3.2.3 災害対策及び耐震化の進捗状況

災害対策では、被災を防ぐ事前対策はもちろんのこと、被災した場合でも迅速に復旧できる体制の確保が必要です。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域*及び南海トラフ地震防災対策推進地域*に指定されています。近い将来発生が想定されるこれらの地震に備え、水道施設の耐震化*などの対策を行い、被害の低減化に努めています。

また、災害後も水道を供給し、飲料水を確保できる体制の構築が必要です。

(1) これまでの取組

① 相互応援体制の整備

愛知県、名古屋市、刈谷市、東海市、東浦町、中部水道企業団の水道管と緊急連絡管で接続されており、災害時の相互応援体制を整えています。

② 貯留飲料水の確保体制の整備

共和配水場、長草配水場、横根配水場、八ツ屋配水池の4か所と、耐震貯水槽が設置されている大府中学校、大峯公園、神明公園の3か所において、貯留飲料水を確保できる体制を整えています。

③ 「上下水道耐震化計画」の策定

本市は、避難所等への耐震化を優先的に進め、概ね完了していましたが、令和6年能登半島地震により水道施設が甚大な被害を受けたことを踏まえ、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築を目指し、2025年1月

に「大府市上下水道耐震化計画」を策定しました。本計画では、福祉避難所の見直しにより重要施設を再度選定し、配水系統ごとに安定的に水を供給するために管路の耐震化を進めます。

(2) 業務指標PIを活用した現状分析

業務指標PIには、災害時における貯留飲料水量*及び耐震化に関する指標があります。

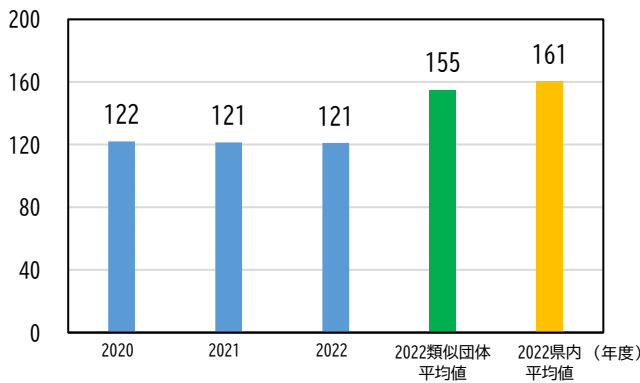


図3.11 B203 給水人口一人当たり貯留飲料水量 (L/人)

図3.11「B203 給水人口一人当たり貯留飲料水量」は、災害時に確保できる水道水量を示した指標です。貯留飲料水量は、2018年度の長草配水場第2配水池の建替え完了により、121 L/人に増加し、約1週間分（1人当たり3 L/日×3日と20 L/日×4日で89 L）以上を確保しています。

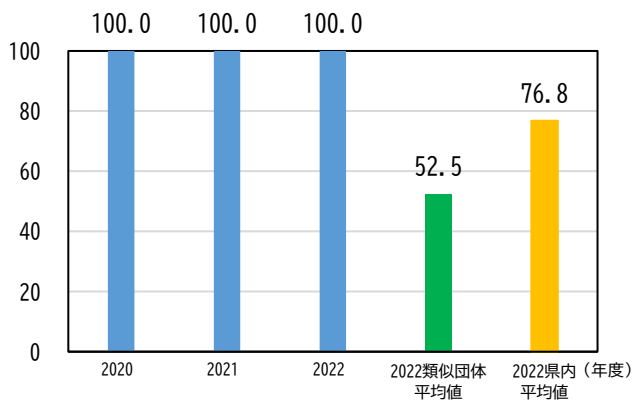


図3.12 B603 ポンプ所の耐震化率 (%)

図3.12「B603 ポンプ所の耐震化率」は、全ポンプ所能力に対する耐震化しているポンプ所能力の割合で、全ての耐震化を完了しています。

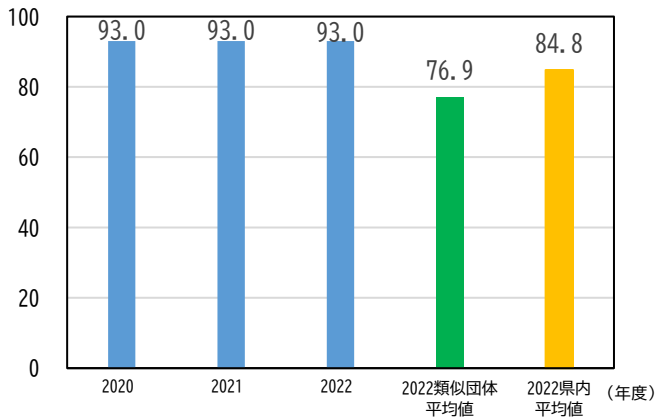


図3.13 B604 配水池の耐震化率 (%)

図3.13「B604 配水池の耐震化率」は、配水池総容量に対する耐震化している配水池容量の割合で、2018年度に長草配水場第2配水池を建て替え、計画していた耐震化は完了しています。なお、老朽化のため2032年度に使用の停止を予定している八ツ屋配水池を除くと耐震化率は100%になります。

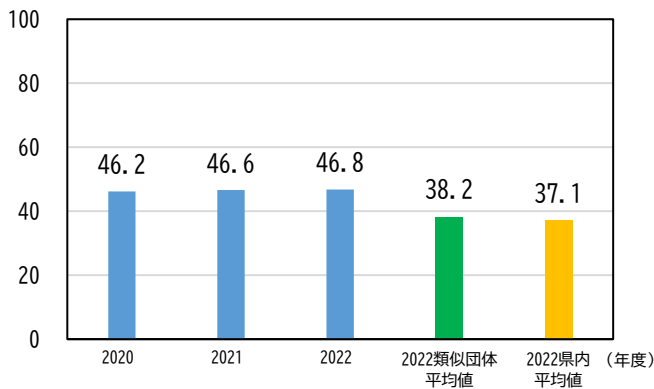


図3.14 B606* 基幹管路の耐震化率 (%)
※耐震管種にHPPEを含む

図3.14「B606* 基幹管路の耐震化率(水道配水用ポリエチレン管*を含む)」は、基幹管路について、総延長に対する耐震化している管路延長の割合を示します。県内及び類似団体平均値より高い数値を示しています。

3.2.4 応急復旧体制、応急給水体制

災害発生時においては、水道施設の被害により、水道の供給能力が大きく損なわれる可能性があります。被害状況の迅速な把握や水道施設機能の早期回復を図る必要があります。

(1) これまでの取組

① マニュアルの整備

災害時における非常配備体制や応急復旧に関する対応などの役割分担を記載した「水道班行動マニュアル」や施設事故や水質事故などの突発的な事故に対応するための「上水道施設危機管理対応マニュアル」を整備しており、災害や事故発生時に迅速かつ冷静な判断と行動ができるように準備しています。

また、令和6年能登半島地震では、本市は日本水道協会愛知県支部の一

員として応急給水活動を行いました。この支援活動の経験を踏まえ、応急給水の対応方法や給水先をまとめた「応急給水マニュアル」を整備しました。

② 応急給水訓練の実施

災害発生時における応急給水体制の確保を目的として、水道職員に対し定期的な教育及び給水車の運用や耐震貯水槽を活用した給水活動訓練を実施しています。

③ 給水用資機材の備蓄及び管理

災害時において応急給水活動を効果的に行うため、給水用資機材を備蓄及び管理しています。給水用資機材及び保管場所を表3.2に示します。

表3.2 給水用資機材及び保管場所

給水用資機材	保管場所	種類	数
給水タンク車	大府市役所地下駐車場	2 m ³ 給水タンク車	1台
給水タンク	共和配水場倉庫	1 m ³ 給水タンク (積載用)	3基
給水用ポリタンク	大府市役所地下防災倉庫	20リットル	40個
	大府市役所車庫	20リットル	27個
	大府西中学校防災倉庫	20リットル	50個
	共和配水場倉庫	20リットル	90個
水囊袋	地区防災倉庫	10リットル	12,000個
その他資材		応急給水栓	3基
		飲料水用簡易給水槽 (500リットル)	4基

④ 受水槽への非常用給水栓設置の推奨

非常用給水栓は、停電や断水により水道が使用できない状況となった場合に、発災直後の2～3日間の初期応急給水手段として、受水槽内の水道水を受水槽の設置者や市民が活用し、飲料水の確保を可能にするものです。

受水槽への非常用給水栓の設置を推進し、官民連携による災害に強いまちづくりを目指しています。

本市では、2024年度に、大規模災害時に開設される市の指定避難所のうち市内2か所、2025年度に11か所の受水槽に非常用給水栓を設置しました。

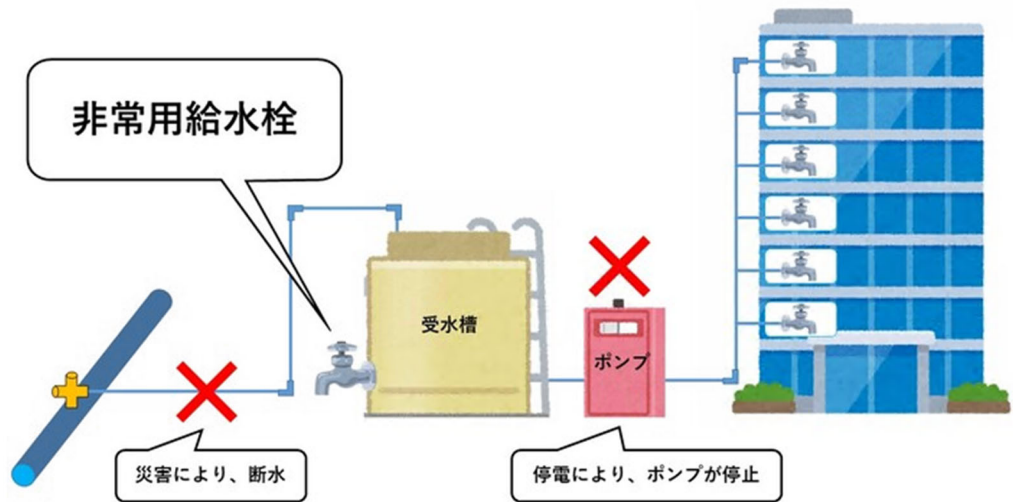


図3.15 非常用給水栓の模式図

(2) 業務指標PIを活用した現状分析

業務指標PIには、応急給水に関する指標があります。

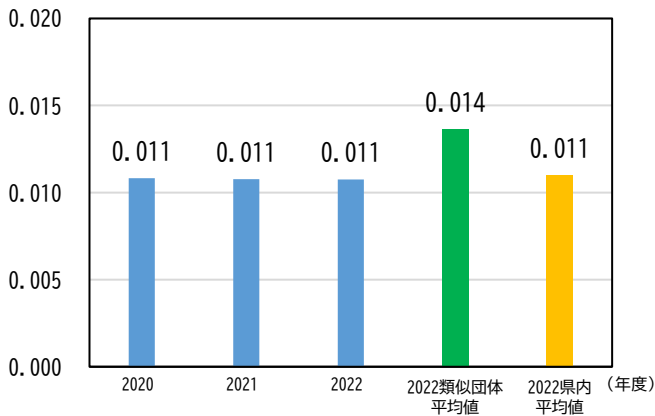


図3.16 B612 給水車保有度 (台/1,000人)

図3.16 「B612 給水車保有度」は、人口1,000人当たり0.011台を示しており、県内平均とほぼ同じ値となっています。本市水道事業では、災害への迅速な対応が可能な体制をとっており、応急復旧体制や応急給水体制を確立しています。

3.3 【持続】環境にやさしい持続可能な水道

3.3.1 経営・財政

安定的な料金収入の確保と効率的な事業運営に取り組み、経営健全化を図っています。

(1) これまでの取組

① 滞納整理による高い収納率の維持

電話やSMS*の一斉送信による督促、給水停止、市内外の滞納者の戸別訪問等により高い収納率を維持しています。

② 料金・会計システムの共同化

2025年10月から近隣市町と料金・会計システムを共同化することにより、システムのランニングコストの削減を図りました。

③ SMSを利用した督促による人件費の削減

2023年11月から電話での督促をSMS一斉送信に変更することにより、電話件数を年間約320件、時間を約26時間削減しました。電話のみでの督促と同等の納付率を維持することができ、業務の効率化につながりました。

④ 施設の統廃合によるランニングコストの削減

2019年4月に大府西配水場を廃止し、ランニングコストの削減を図りました。

⑤ 資産の有効活用による収入増加の取組

自己資金については、水道事業の運営に影響しない範囲で定期預金や有価証券の購入により利息収入や配当収入を確保しています。また、施設の統廃合に伴い発生した遊休地を売却し、収入の確保を図りました。

⑥ 民間技術の採用

管路工事では、小規模簡易DB*を2020年度から試行しています。事業運営においては、引き続き、配水場や配水池の運転管理、検針及び開閉栓などを民間企業に委託し、人件費の削減や業務の効率化を図りました。

⑦ 承認基本給水量*の減量

2025年度の承認基本給水量を30,400 m³/日から30,000 m³/日に減量し、受水費*の削減を図りました。

⑧ 先進技術の導入

2023年度からスマートメーター*の検針困難箇所への設置を試行しています。試行結果や費用対効果を検証し、引き続き、検針困難箇所への設置を進める予定です。

⑨ 適正な料金水準の見直しと料金改定

2.3で述べたとおり、2025年12月議会において、平均改定率を6%とする水道料金の改定を決定しました。2026年6月に水道料金を改定する予定です。

(2) 経営比較分析表を活用した現状分析

本市水道事業の経営・財政について、総務省が公表する2023年度決算の経営比較分析表より現状を分析し、全国の類似団体との比較を行います。類似団体とは、給水人口が5万人以上10万人未満の末端給水事業者を指します。

① 経営の健全性・効率性

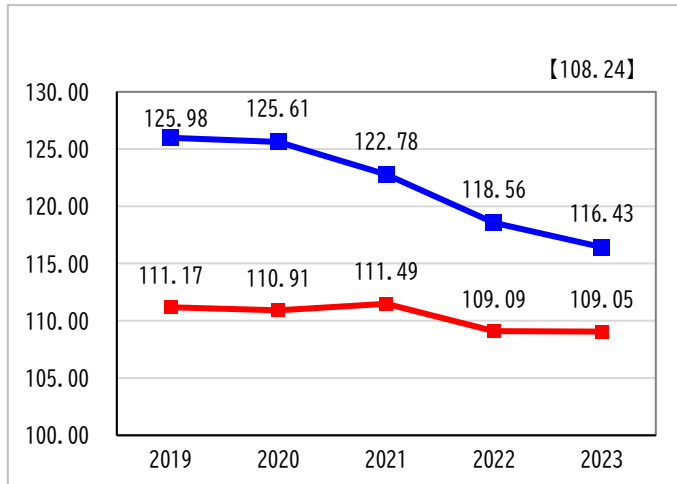


図 3.17「経常収支比率」は、経常費用に対する経常収益の割合を表す指標で、100%を超えていると経常利益が生じていることを意味します。本市は、100%以上を維持し、全国及び類似団体平均値より高い値ですが、減少傾向にあります。

図 3.17 経常収支比率(%)

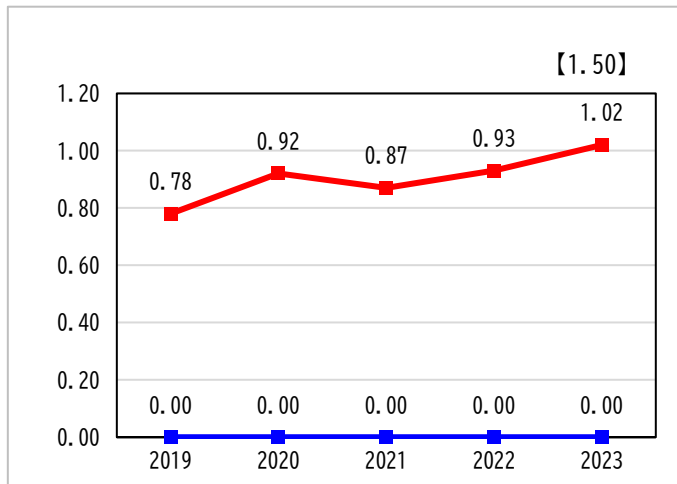


図 3.18「累積欠損金*比率」は、営業収益（受託工事収益を除く）に対する累積欠損金の状況を表す指標で、累積欠損額が発生していない0%であることが求められます。本市は、0%を維持しており、累積欠損はありません。

図 3.18 累積欠損金比率(%)

グラフ凡例

■ 当該団体値 (当該値) ■ 類似団体平均値 【】 2023年度全国平均

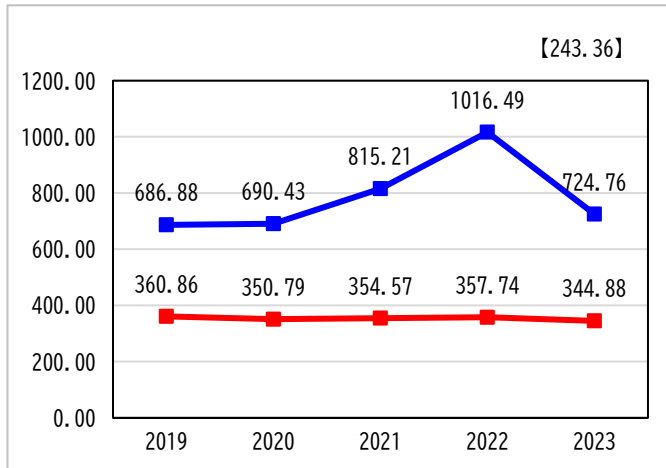


図 3.19 流動比率(%)

図 3.19「流動比率」は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。本市は、資産運用のため投資有価証券を購入したため、前年より数値が減少しましたが、全国及び類似団体平均値よりも高い値となっています。

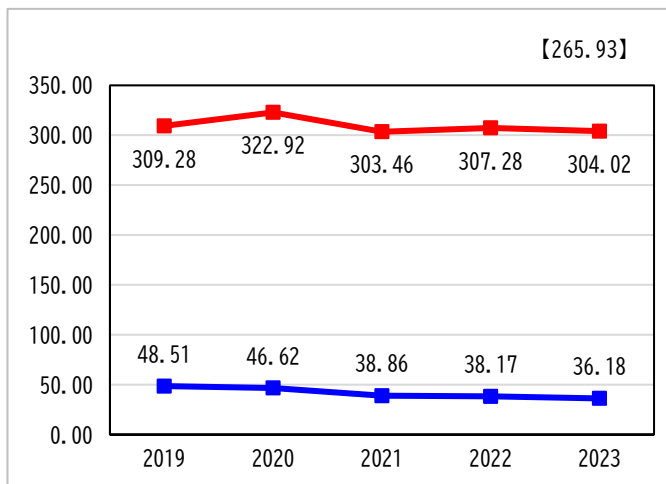


図 3.20 企業債残高対給水収益比率(%)

図 3.20「企業債残高対給水収益比率」は、給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。本市は、全国及び類似団体平均値よりも低い値となっており、残高は減少傾向にあります。

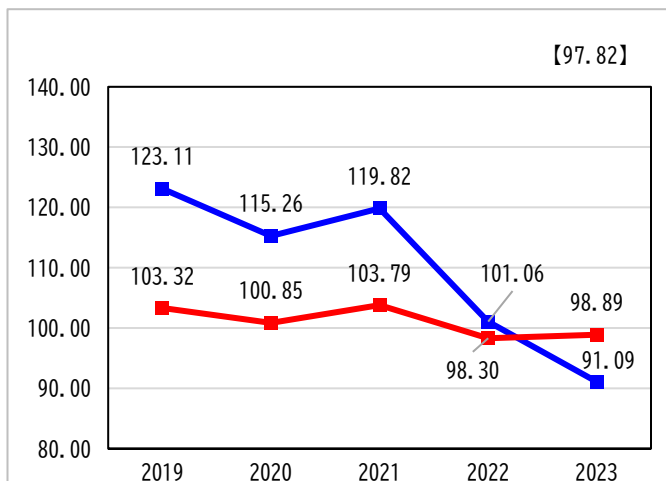


図 3.21 料金回収率(%)

図 3.21「料金回収率」は、給水原価に対する供給原価の割合を表す指標で、100%以上が求められます。本市は、物価高騰対策として水道基本料金の減額を実施したため 100%を下回りました。

グラフ凡例

■ 当該団体値（当該値） ■ 類似団体平均値 【】 2023年度全国平均

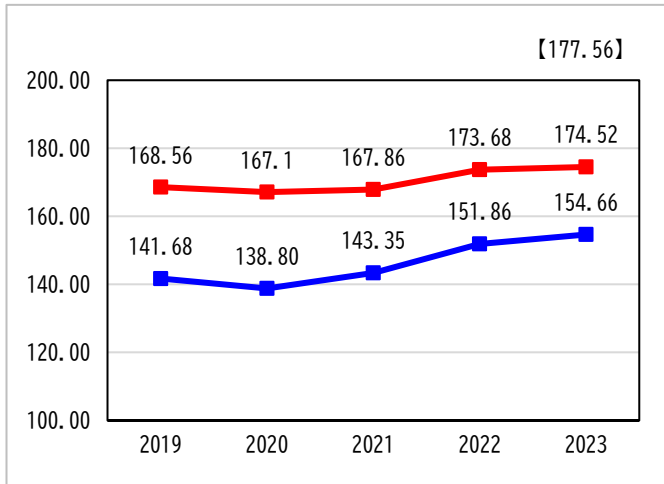


図 3.22 給水原価(円)

図 3.22 「給水原価」は、有収水量 1 m³あたり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。本市は、全国及び類似団体平均値より低い値となっています。

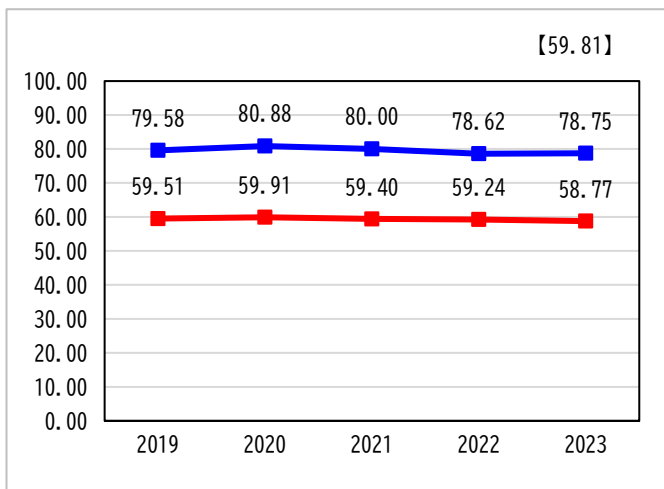


図 3.23 施設利用率(%)

図 3.23 「施設利用率」は、施設の一日配水能力に対する一日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。本市は、全国及び類似団体平均値より高い値となっています。

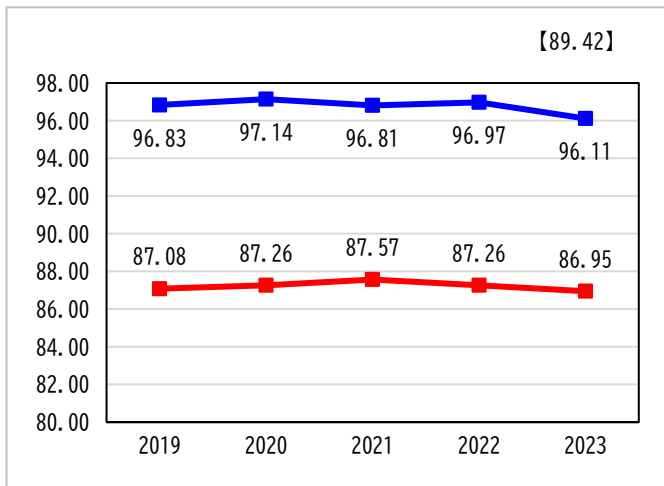


図 3.24 有収率(%)

図 3.24 「有収率*」は、年間総配水量に対する年間総有収水量の割合を表し、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。本市は、全国及び類似団体平均値より高い値となっています。

グラフ凡例

■ 当該団体値 (当該値) ■ 類似団体平均値 【】 2023 年度全国平均

② 老朽化の状況

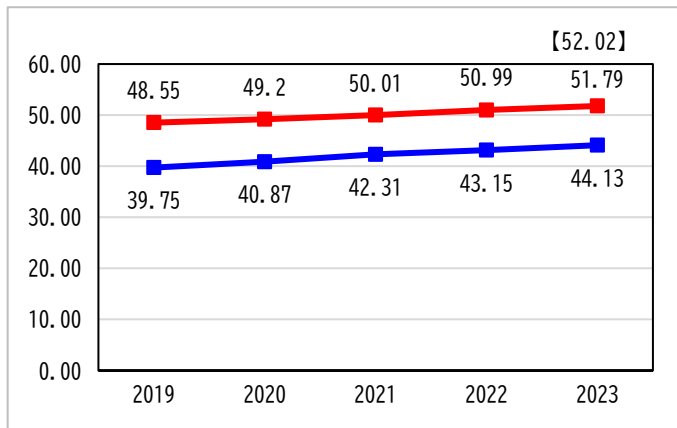


図 3.25 「有形固定資産減価償却率」は、施設や管路などの償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。本市は、計画的に水道施設の更新を行っているため、全国及び類似団体平均値より低い値ですが、増加傾向にあります。

図 3.25 有形固定資産減価償却率 (%)

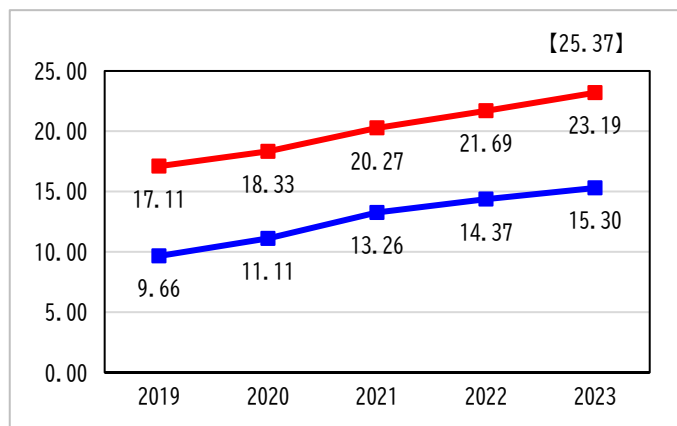


図 3.26 「管路経年化率」は、法定耐用年数*を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示します。本市は、全国及び類似団体平均値より低い値ですが、増加傾向にあります。

図 3.26 管路経年化率 (%)

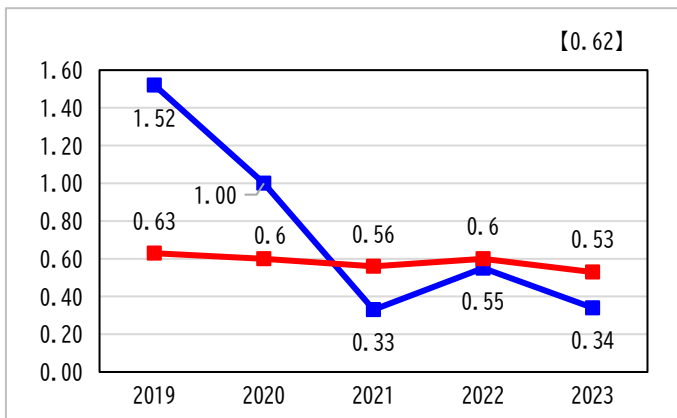


図 3.27 「管路更新率」は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標です。本市は、更新延長の低下に伴い、全国及び類似団体平均値より低い値です。

図 3.27 管路更新率 (%)

グラフ凡例

■ 当該団体値 (当該値) ■ 類似団体平均値 【】 2023 年度全国平均

③ 全体総括

経営の健全性・効率性を示す指標は、全国及び類似団体平均値と比べ良好な数値を示しており、健全で効率的な事業運営が行われていることがわかります。

老朽化の状況を示す指標のうち、有形固定資産減価償却率及び管路経年化率は、全国及び類似団体平均値と比べ良好な数値ですが、数値は上昇傾向にあり、施設の老朽化が進んでいます。また、管路更新率は低い数値であることから、将来的な更新需要に備えて、計画的に施設や管路を更新するためには、安定した財源確保が必要です。

(3) 更なる検討比較（県内類似団体との比較）

① 県内類似団体について

2023年度末に県内の給水人口規模が同程度（5万人以上10万人未満）であった14団体と比較することで、本市の特徴を捉えることができます。県内の類似団体は以下のとおりです。

津島市・碧南市・蒲郡市・犬山市・常滑市・江南市・知多市・知立市・尾張旭市・田原市・東浦町・海部南部水道企業団・北名古屋水道企業団・丹羽広域事務組合

② 県内類似団体との比較分析

表 3.3 県内類似団体（14 団体）比較表 2023 年度末

No.	項目	大府市	県内類似団体比較				目指すべき方向性
			平均	最大値	最小値	順位	
1	経常収支比率（％）	116.43	110.98	121.60	101.18	5	↑
2	累積欠損金比率（％）	0.00	0.00	0.00	0.00	-	↓
3	流動比率（％）	724.76	413.44	839.77	173.92	2	↑
4	企業債残高対給水収益比率（％）	36.18	88.42	347.41	0.00	5	↓
5	料金回収率（％）	91.09	100.68	120.66	73.44	12	↑
6	給水原価（円）	154.66	145.32	191.53	110.61	12	↓
7	施設利用率（％）	78.75	67.05	84.85	46.96	3	↑
8	有収率（％）	96.11	92.41	97.44	85.01	3	↑
9	有形固定資産減価償却率（％）	44.13	49.57	58.83	44.13	1	↓
10	管路経年化率（％）	15.30	27.93	56.78	5.16	3	↓
11	管路更新率（％）	0.34	0.83	1.40	0.34	15	↑

本市水道事業は、県内類似団体と比較した場合、経営の健全性、効率性及び老朽化の状況を示す指標において、概ね良好な数値を維持しているものの、料金回収率、給水原価及び管路更新率の順位が低い状況です。

料金回収率については、物価高騰対策として実施した水道基本料金の減額に伴い給水収益が減少したため低い値となっています。なお、減額分は、一般会計より補てんしています。

給水原価については、本市は起伏に富んだ地形であるため、多くのポンプ施設が必要です。そのため、他と比べ施設の動力費や維持管理費を多く要するため、高い値となっています。

管路更新率については、対象口径以外（口径 75 ミリメートル未満）の管路更新の割合が多いことや大口径管路の工事対応等の複合的な要因により、更新延長が低下したため、低い値になっています。

今後も、安定した財源の確保と経費削減に努めるとともに、緊急度や重要度を踏まえた施設・設備及び管路の更新を適切に行い、健全な経営を維持します。

3.3.2 市民サービス向上の取組

本市水道事業は、2024 年度に実施した市民意識調査*において、「水の安定供給」は、2020、2022 年度調査に引続き、3 回連続で市民満足度 1 位という結果でした。また、重要性の認識も年々高まっており、現在の水準を低下させないように継続的な対応が求められています。

このような背景の中で、施設や設備といったハード面の整備だけでなく、手続きや情報提供のわかりやすさ・使いやすさといったソフト面の充実も図りながら、利便性のさらなる向上が必要です。

(1) これまでの取組

① キャッシュレス決済の導入

2021年10月より、スマートフォンアプリを用いたキャッシュレス決済の導入により納付機会の拡充を図っています。

② 窓口業務のオンライン化

電子申請システムを活用し、水道の使用開始・中止や給水装置工事の申込み手続きを24時間365日いつでも可能とし、窓口業務のスリム化を図っています。なお、水道の使用開始・中止業務については、市民ニーズに対応するため土日、祝日（年末年始を除く）も行っています。

③ 「みせる水道」による積極的な広報活動

水道事業に関心を持ち、理解を深めていただけるよう、「みせる水道」をコンセプトとする広報活動を展開しています。内容は表3.4に示すとおりです。

表3.4 広報活動一覧

手法	内容
市公式ウェブサイト	知りたい情報に最速でアクセスできるように、市公式ウェブサイト上に水道に特化したページを作成。 利用案内、事業者向け、水質検査結果、耐震化の状況及び経営状況等の情報を掲載。
広報おおぶ	水道及び下水道に関する特集記事を掲載。
水源地バスツアー	水道に関心を持っていただくことを目的として、水源地である牧尾ダム（長野県）を見学。
公民館講座	水の大切さ、水の供給過程、水道水の安全性等を学べる簡単な実験やクイズを実施。
出前講座	市内の小学4年生の社会科の授業に合わせ、水が家に届くまでの説明や実験を交えた講座を開催。
産業文化まつりでの上下水道展	水道・下水道のパネル展示やクイズを実施。
「おおぶの水」の販売	水道水の安全性とおいしさのPRを目的とし、本市の水道水をボトル缶に詰めた「おおぶの水」の店舗での販売とふるさと納税の返礼品としての提供。

3.3.3 組織

2025年4月1日現在、職員数は16人であり、業務の一部を民間に委託することで、効率的な業務体制の構築に努めています。今後は、災害時にも迅速かつ的確に対応できるよう、体制の整備と実務対応力の維持に取り組むことが求められます。

また、ノウハウの喪失による水道の業務水準や実務対応力の低下を防ぐとともに、将来の事業環境の変化に対応するためには、培われてきた知識や技術を正確かつ円滑に伝達していくことが重要です。

(1) これまでの取組

① 研修への積極的な参加

研修に積極的に参加し、上下水道に関する知見と理解を深め、技術を習得し、各職員のスキルアップにつなげています。

② OJTを通じた職員の能力向上

経験を重ねることによって得られるノウハウには、災害対応や特殊事例など、長期間の業務に携わったからこそ身につく知見が含まれています。また、事業環境の変化に適応する過程を理解するには、多くの経験を積むことが不可欠です。そのため、OJTを通じ、実践的、継続的に職員の能力向上を図っています。

(2) 業務指標PIを活用した現状分析

業務指標PIには、技術職員率及び業務経験に関する指標があります。

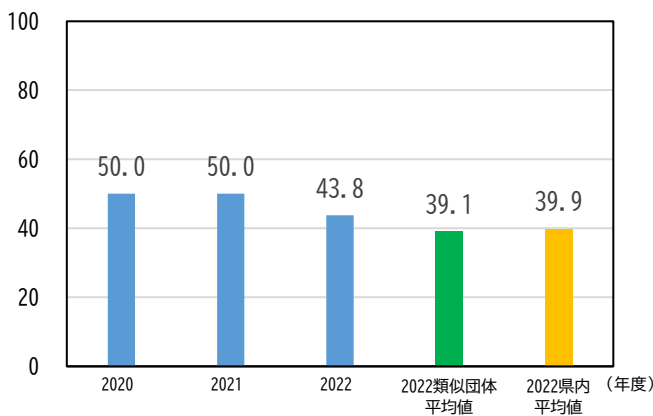


図3.28 C204 技術職員率 (%)

図 3.28 「C204 技術職員率 (%)」は、職員に占める技術職員の割合です。技術職員率は県内及び類似団体平均値の割合よりも高いです。

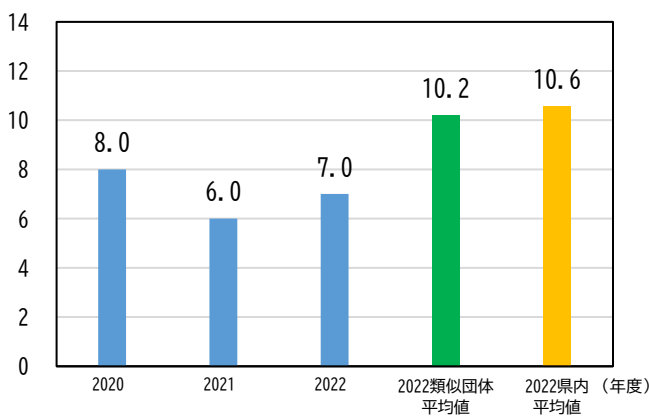


図3.29 C205 水道業務平均経験年数 (年/人)

図 3.29 「C205 水道業務平均経験年数 (年/人)」は、職員の水道業務経験年数の平均です。県内及び類似団体に比べ、水道業務の経験年数が短い職員が多いことがわかります。

3.3.4 環境への配慮

水道施設は、送配水の過程で多くの電力を消費し、それに伴い多量の二酸化炭素を排出しています。このため、脱炭素化を目指し、環境負荷の低減を図った運用が必要です。

環境に配慮した取組は、経費削減やエネルギー利用の効率化にもつながり、持続可能な水道事業の推進に寄与します。

(1) これまでの取組

① 施設の照明LED化

2023年度に共和配水場と長草配水場の照明設備をLED化し、消費電力の削減と省エネルギー化を推進しました。

② 高効率モーターの導入

2019年度に長草配水場のポンプ設備に高効率モーターを導入し、省エネルギーの推進を図りました。

(2) 業務指標 PI を活用した現状分析

業務指標 PI には、環境に関する指標があります。

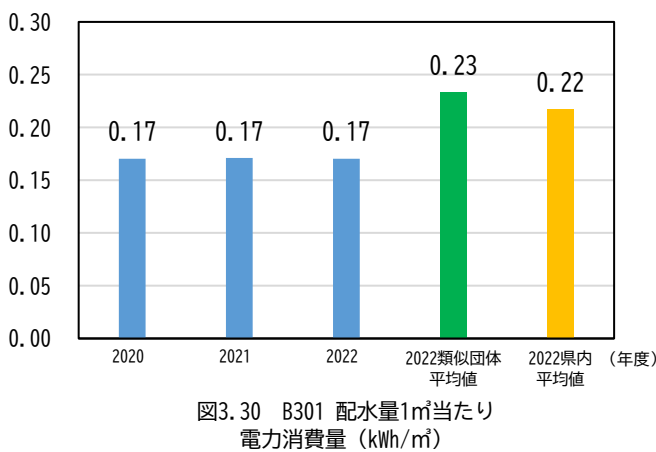


図3.30「B301 配水量1m³当たり電力消費量」は、2022年度は0.17kWh/m³であり、県内及び類似団体平均値よりも電力消費量が少ないことがわかります。本市水道事業の施設には、ポンプなどの設備が多いですが、愛知県営水道から100%受水しているため、導水・浄水施設がないことが理由と考えられます。

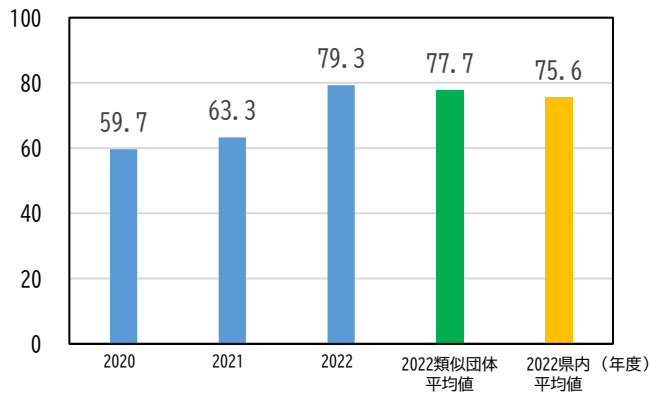


図3.31 B306 建設副産物リサイクル率 (%)

図3.31「B306 建設副産物リサイクル率」は、県内及び類似団体平均値よりも高い値です。本市は、環境マネジメントシステム*に沿って、環境に配慮したまちづくりを行っています。今までも資源の回収や省エネルギーへの取組を行ってききましたが、今後も一層推進する必要があります。

3.4 事業の現状分析と評価・課題

現状分析、評価内容、課題をまとめた内容を表3.5に示します。

表3.5 事業の現状分析と評価・課題

現状分析項目	評価内容	課題
3.1 【安全】いつでもどこでも安心して飲める水道		
1 水質管理及び監視体制	水道水は、常に水質基準に適合しており安全です。 万全な検査体制をとっており、常に安全な水を供給しています。 また、配水場や配水池への部外者の侵入を防ぐ対策を講じています。	水質基準は、最新の科学的知見に基づき、常に見直しが行われているため、その動向に注視し、適切な対応をする必要があります。 引き続き、水質の監視を行うとともに、万全なセキュリティ体制を維持します。
2 各戸への給水状況	3階直結給水を実施しています。 また、条例で小規模貯水槽水道に点検、清掃等を義務付けしています。	今後も、貯水槽水道の管理について適切に指導し、安全性の確保に努める必要があります。
3.2 【強靱】強靱でしなやかな水道		
1 供給能力	配水池貯留能力は県内及び類似団体平均値よりも低い値ですが、計画一日最大給水量に対し、配水池容量を十分確保できています。	配水池容量を維持します。
2 水道施設の維持管理	給水管の事故割合は類似団体平均値より低い値ですが、管路の事故割合は多い結果です。	給水管及び管路の適切な維持管理を行う必要があります。
3 災害対策及び耐震化の進捗状況	給水人口一人当たり貯留飲料水量は、県内及び類似団体平均値よりも低い値です。 管路の耐震化率等の指標は平均値に対し高い数値で推移しています。	今後は、配水系統ごとに災害に強く持続可能な水道システムの構築をし、管路耐震化を更に推進する必要があります。 愛知県営水道の耐震化状況を注視し、受水地点までの耐震化を要望します。

現状分析項目	評価内容	課題
4 応急復旧体制、応急給水体制	災害マニュアルを策定しており、教育や実地訓練を定期的に行っています。 応急復旧体制及び応急給水体制を確立しています。	訓練の継続とともに、災害発生時の支援体制の充実を図る必要があります。 非常用給水栓の設置を推進する必要があります。
3.3 【持続】環境にやさしい持続可能な水道		
1 経営・財政	健全経営を維持しているものの、経常収支比率は減少傾向にあります。 施設や管路の老朽化に関する指標は全国及び類似団体平均値より低い値ですが、老朽化が進んでいます。	安定的な収入確保と経費削減により健全経営を維持する必要があります。 施設や管路の将来的な更新需要に備え、計画的に更新するため、安定した財源確保が必要です。
2 市民サービス向上の取組	キャッシュレス決済の導入や窓口業務のオンライン化により、利便性の向上に努めています。 「みせる水道」をコンセプトとした広報活動を行っています。	さらなる利便性の向上と、水道や水道事業に対する関心度と理解度をより高めることを目的として、広報活動の充実が必要です。
3 組織	技術職員率は県内及び類似団体平均値より高い値ですが、水道業務の経験年数が短い職員が多い状況です。	専門的知識や技術を有する職員の育成とともに、業務水準や実務対応力の低下を防ぐ必要があります。
4 環境への配慮	配水量 1 m ³ 当たり電力消費量は県内及び類似団体平均値より低く、建設副産物リサイクル率は高い値です。	健全経営を持続するために、省エネルギーの取組を一層推進する必要があります。

第4章 将来の事業環境

4.1 給水人口の見通し

本市は、第6次大府市総合計画において、人口が緩やかに増加を続けると見込み、2030年の計画人口を100,000人と設定しています。2000年代以降も人口は安定的に増加しており、当面はこの傾向が継続すると想定されます。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に公表した「地域別将来推計人口」では、本市の人口は2035年に約96,000人でピークを迎え、その後は緩やかに減少していく可能性が示されています。

給水人口についても、当面は人口の増加に伴い緩やかに増加すると予測されますが、長期的には全国と同様、減少傾向へ移行することが想定されます。このような人口動態の変化を踏まえ、状況の推移に柔軟に対応しながら、将来にわたって持続可能な事業運営を確保する必要があります。

4.2 有収水量と料金収入の見通し

有収水量は、節水意識の高まりや節水機器の普及などの効果で、今後も緩やかに減少すると推測されます。また、料金収入は、2026年6月の料金改定により、収入額の底上げが図られるものの、有収水量の減少に伴い、緩やかに減少する見込みです。このような状況を踏まえ、大口使用者である企業の立地を誘導・維持することに加えて、低未利用地*や既存ストック*の有効活用を図る必要があります。

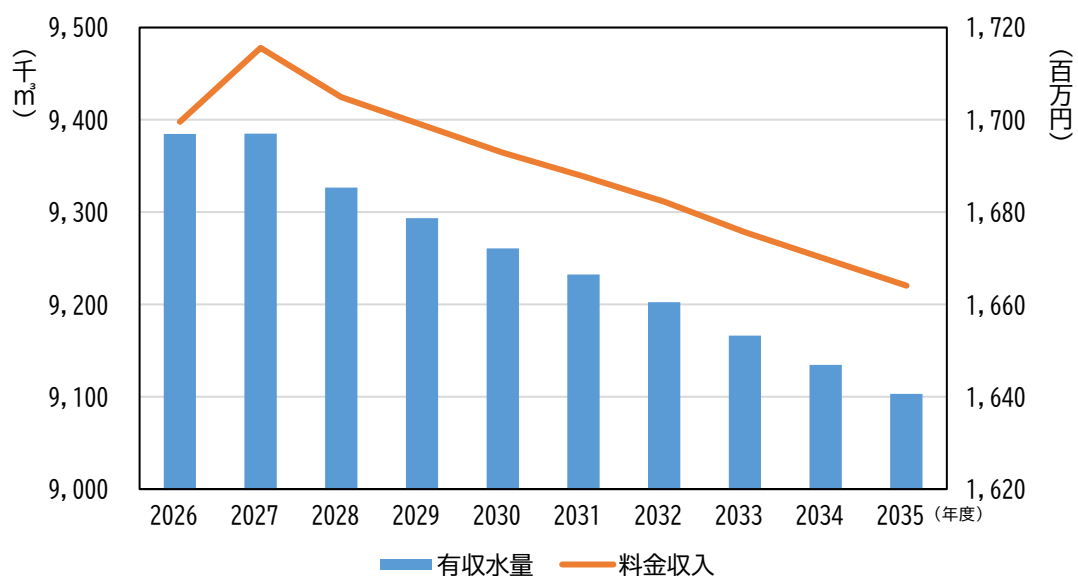


図4 有収水量と料金収入の予測

4.3 水道施設の見通し

配水場や配水池などの施設については、計画に基づいて耐震化を進めており、市内の全施設の耐震化は2016年度に完了しました（2032年度に使用の停止を予定している八ツ屋配水池を除く）。現在は、施設の劣化診断を実施し、長寿命化に取り組んでいます。また、電気や機械の設備については、設定した更新基準年数を順次迎えるため、計画的に更新工事を進めていく必要があります。

管路については、1974年以降に多く布設しており、その管路が、法定耐用年数を超過し、老朽管が年々増加します。管路の健全度を保つため、管路の更新を計画的に行う必要があります。

また、将来的な人口減少や水需要の変化を見据え、水道施設の適正化について、検討を進めていく必要があります。



長草配水場



配水管布設工事

4.4 組織の見通し

全国の水道事業で職員数が減少傾向にある近年では、職員一人あたりが受け持つ利用者の数が増加する一方で、経験豊富な職員の空洞化が生じています。本市でも個々の職員が担う業務の範囲が広がり、求められる知識や技術は多岐にわたり、高度化しています。水道を取り巻く多様な課題に対応するためには、職員の育成を図るとともに、管路の劣化診断や更新において AI を活用することで、業務負担の軽減を図りながら、専門的な知識や技術、ノウハウを継承していくことが重要です。

第5章 基本方針

5.1 基本方針

今後も、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新により、災害に備えるとともに、健全な経営基盤を維持し、安全な水を安定的に供給することを目指し、基本理念を「健康都市の暮らしを支え、未来へつなぐ、災害に強い大府市の水道」としました。

また、災害に強く、持続可能な上下水道の機能確保を目的として、上下水道事業が一体となって、施設の強靱化や基盤強化の取組を推進することが求められています。そこで、2025年度に「おおぶみせる上下水道八策2025」を定め、上下水道事業が持続可能で、かつ、市民が安心して上下水道を利用できるように、取り組むべき方策を、「施設の安全性や市民の皆さまの利便性に関する施策」を5つの柱とし、それらの施策を見せて理解していただくことで「安心」「安全」を2つの梁として、さらには経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るべく「安定した経営基盤」を基礎とした構図で整理し、取りまとめました。

水道事業分のみを抜粋して以下の図5に示します。

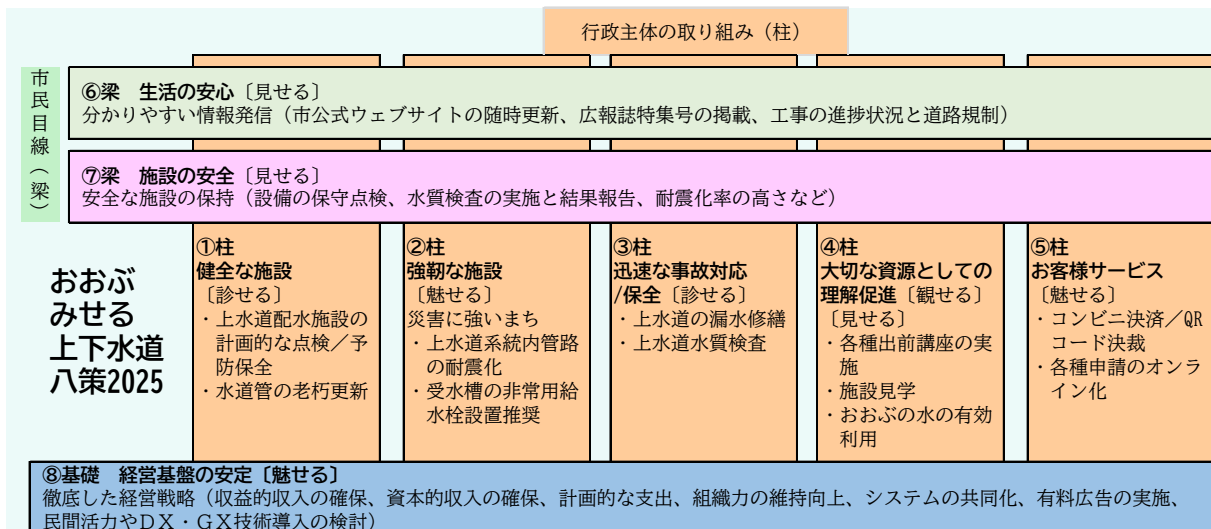


図5 おおぶみせる上下水道八策2025（水道事業分）

5.2 基本方針のまとめ

現状分析項目	評価内容	課題
【安全】 いつでもどこでも安心して飲める水道		
1 水質管理及び監視体制	水道水は、常に水質基準に適合しており安全です。 万全な検査体制をとっており、常に安全な水を供給しています。 配水場や配水池への部外者の侵入を防ぐ対策を講じています。	水質基準は、最新の科学的知見に基づき、常に見直しが行われているため、その動向に注視し、適切な対応をする必要があります。 引き続き、水質の監視を行うとともに、万全なセキュリティ体制を維持します。
2 各戸への給水状況	3階直結給水を実施しています。 条例で小規模貯水槽水道に点検、清掃等を義務付けしています。	今後も、貯水槽水道の管理について適切に指導し、安全性の確保に努める必要があります。
【強靱】 強靱でしなやかな水道		
1 供給能力	配水池貯留能力は県内及び類似団体平均値よりも低い値ですが、計画一日最大給水量に対し、配水池容量を十分確保できています。	配水池容量を維持します。
2 水道施設の維持管理	給水管の事故割合は類似団体平均値より低い値ですが、管路の事故割合は多い結果です。	給水管及び管路の適切な維持管理を行う必要があります。
3 災害対策及び耐震化の進捗状況	給水人口一人当たり貯留飲料水量は、県内及び類似団体平均値よりも低い値です。 管路の耐震化率等の指標は平均値に対し高い数値で推移しています。	今後は、配水系統ごとに災害に強く持続可能な水道システムの構築をし、管路耐震化を更に推進する必要があります。 愛知県営水道の耐震化状況を注視し、受水地点までの耐震化を要望します。
4 応急復旧体制、応急給水体制	災害マニュアルを策定しており、教育や実地訓練を定期的に行っています。 応急復旧体制及び応急給水体制を確立しています。	訓練の継続とともに、災害発生時の支援体制の充実を図る必要があります。 非常用給水栓の設置を推進する必要があります。
【持続】 環境にやさしい持続可能な水道		
1 経営・財政	健全経営を維持しているものの、経常収支比率は減少傾向にあります。 施設や管路の老朽化に関する指標は全国及び類似団体平均値より低い値ですが、老朽化が進んでいます。	安定的な収入確保と経費削減により健全経営を維持する必要があります。 施設や管路の将来的な更新需要に備え、計画的に更新するため、安定した財源確保が必要です。
2 市民サービス向上の取組	キャッシュレス決済の導入や窓口業務のオンライン化により、利便性の向上に努めています。 「みせる水道」をコンセプトとした広報活動を行っています。	さらなる利便性の向上と、水道や水道事業に対する関心度と理解度をより高めることを目的として、広報活動の充実が必要です。
3 組織	技術職員率は県内及び類似団体平均値よりも高い値ですが、水道業務の経験年数が短い職員が多いです。	専門的知識や技術を有する職員の育成とともに、業務水準や実務対応力の低下を防ぐ必要があります。
4 環境への配慮	配水量 1 m ³ 当たり電力消費量は県内及び類似団体平均値より低く、建設副産物リサイクル率は高い値です。	健全経営を持続するために、省エネルギーへの取組を一層推進する必要があります。

基本理念	目標	重点的な実現施策
<p style="text-align: center;">健康都市のくらしを支え、 未来へつなぐ、 災害に強い大府市の水道</p>	<p>安全</p> <p>いつでも 安心して 飲める水道</p>	<p>1 安心・安全な水の供給（図5 ①柱・③柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の計画的な点検と予防保全を実施します。 ・老朽管の更新を行います。 ・法改正に伴う検査項目の見直しの動向を注視し、万全な水質管理体制を維持します。 <p>2 給水の管理体制強化（図5 ③柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽水道の適切な管理のため、引き続き指導を行います。
	<p>強靱</p> <p>強靱で たくましく 災害に強い水道</p>	<p>1 水道施設の耐震化（図5 ②柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道耐震化計画に基づき、避難所や病院等の重要施設へ至る管路の耐震化と老朽管の更新を計画的に行います。 <p>2 災害発生時の事後対策の充実（図5 ②柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に応急給水訓練を実施するとともに、迅速に復旧できる支援体制を確立します。 ・非常用給水栓の設置を推奨し、官民連携による災害に強いまちづくりを目指します。
	<p>持続</p> <p>安定した経営 基盤による 持続可能な水道</p>	<p>1 経営基盤の安定（図5 ①柱・⑧基礎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の効率的な運用と計画的な更新を行います。 ・収入を安定的に確保します。 ・資産活用による収入増加の取組を実施します。 ・経費を節減します。 ・広域連携を推進します。 <p>2 利便性の向上及び広報活動（図5 ④柱・⑤柱・⑥梁・⑦梁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに応える水道サービスを提供します。 ・分かりやすく的確な情報提供を行います。 ・水道の重要性和安全性をPRします。 <p>3 技術力の向上と人材の育成（図5 ⑧基礎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識や技術を有する職員を育成します。 <p>4 環境負荷の低減（図5 ①柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい機器を採用します。 ・廃棄物の抑制と有効利用を図ります。

第6章 重点的な実現施策

「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、「いつでもどんなときも安心して飲める水道」、「強靱でたくましく災害に強い水道」、「安定した経営基盤による持続可能な水道」の3つの目標を設定し、その達成に向けて、取り組むべき実現施策を示します。

6.1 【安全】いつでもどんなときも安心して飲める水道

6.1.1 安心・安全な水の供給

(1) 水道施設の計画的な点検と予防保全（図5 ①柱〔診せる〕）

配水場や配水池は、定期的な点検を実施し、消耗品や点検によって判明した劣化部品等は、その都度交換しています。今後も、計画的な点検及び予防保全を行い、適切な維持管理を実施します。

(2) 老朽管の更新（図5 ①柱〔診せる〕）

管路については、事故を未然に防ぐため、定期的な点検を実施し、必要に応じて更新を行います。また、AIを活用した漏水検知や劣化診断などの取組について、情報収集を進め、調査・研究を行います。

(3) 万全な水質管理体制の維持（図5 ③柱〔診せる〕）

本市水道事業では、配水系統ごとに採水地点を計6か所設け、水道法で定められた頻度によって水質検査を実施しています。これまでの水質検査結果において問題はなく、今後も引き続き水質管理を行い、法改正に伴う検査項目を見直すとともに、市民に安全で安心して飲める水道水を提供し続けることを目指します。

6.1.2 給水の管理体制強化

(1) 貯水槽水道の管理体制強化（図5 ③柱〔診せる〕）

本市では、法令等による点検・清掃等の義務のない小規模貯水槽水道についても、条例により点検・清掃等を義務付けています。今後も、貯水槽水道の適切な管理が行われるよう、引き続き指導を行います。

6.2 【強靱】強靱でたくましく災害に強い水道

6.2.1 水道施設の耐震化

(1) 水道施設の計画的な耐震化（図5 ②柱〔魅せる〕）

配水場、配水池については、計画していたものは耐震化が完了しています。管路については、震災などの非常時においても安定的に水を供給するため、配水系統ごとに耐震化の推進が必要です。上下水道耐震化計画に基づき、避難所や病院等の重要施設へ至る管路の耐震化と老朽管の更新を計画的に進め、耐震化を図ります。

6.2.2 災害発生時の事後対策の充実

(1) 迅速に復旧できる体制の確立（図5 ②柱〔魅せる〕）

現在、応急復旧体制及び応急給水体制はマニュアル化されており、給水タンクやポリタンクなどの給水用資機材も備蓄しています。

また、定期的に隣接する水道事業者や地域とともに応急給水訓練を実施しており、今後も災害発生時における支援体制を確立します。

(2) 官民連携による災害に強いまちづくり（図5 ②柱〔魅せる〕）

市民の民間受水槽への非常用給水栓の設置を推奨するとともに今後も最新技術の動向を注視し、官民が連携して、災害に強いまちづくりを目指します。

6.3 【持続】安定した経営基盤による持続可能な水道

6.3.1 経営基盤の安定

(1) 施設の効率的な運用と計画的な更新（図5 ①柱〔診せる〕）

水道の安全性と安定供給を持続していくため、水道施設の耐震化、計画的な更新、適切な維持管理を推進します。

配水場などの施設については、計画的に統廃合を進め、現在は5か所の施設（配水場2か所、配水池2か所、ポンプ場1か所）から市内全域に配水しており、動力費や維持管理コストの削減を図っています。

今後は、八ツ屋配水池の廃止や財政面や施設の長寿命化の観点からバランスを考慮した適切な更新を行います。

(2) 経営基盤の強化（図5 ⑧基礎〔魅せる〕）

① 収入の安定確保

健全な経営を維持するために、引き続き、料金収入について、高い収納率を維持するとともに収入確保の方策を検討します。

基幹的な収入源である水道料金を2026年6月より改定します。改定に際し、水道事業の健全経営維持のための取組と今後の料金体系について広く市民に情報が届くよう、広報おおぶ、市公式ウェブサイト、SNS等の複数の媒体を用いて周知を図っています。

企業債については、各年度の資金状況や企業債対象事業を精査して借入れ、施設の更新にかかる費用の世代間公平を図ります。

繰入金については、災害時においても安全で安定的に水道水の供給を図ることを最重要視し、耐震管への更新については一般会計からの繰入れを検討します。

② 資産活用による収入増加の取組の実施

水道施設に係る有料広告の募集や遊休資産の有効活用など、保有資産の有効活用による新たな財源確保を図ります。

③ 経費の節減

工事費については、配水場の更新工事費の平準化や、発注方法の見直しにより工事費の削減を図ります。管路工事では、小規模簡易DBを2020年度から試行しています。試行結果を評価し、今後の継続的な実施について検討します。

事業運営に係る経費については、引き続き、配水場や配水池の運転管理、検針及び開閉栓などを民間企業に委託し、人件費の削減や業務の効率化を

図るとともに、民間企業のノウハウや創意工夫を活用したウォーターP P P*についても調査研究を進めます。

また、検針困難箇所にスマートメーターを設置するなど、DX*の推進や先進技術の導入により、業務の効率化の方策を検討します。

④ 広域連携の推進

県が2023年3月に策定した「愛知県水道広域化推進プラン」に基づき、水道の広域連携を推進します。本市は、2025年10月から近隣市町と料金・会計システムの共同化を始めており、システムランニングコストの削減を図っています。今後、さらなる効率的な事業運営ができるよう、広域連携について検討を進めます。

6.3.2 利便性の向上及び広報活動

(1) 市民ニーズに応える水道サービスの提供（図5 ⑤柱【魅せる】）

デジタル技術の進展により、パーソナライズされたサービスが提供されるようになりました。これまで以上に個々のニーズに合わせたサービスが求められることが想定されます。また、コロナ禍を期に非対面やオンラインでの対応が増加しました。今後も市民意識調査*等により市民のニーズを把握し、手続きの効率化、納付方法の拡充、DXの推進等によるさらなる業務改善を図ります。

(2) 分かりやすく的確な情報提供（図5 ⑥梁【見せる】・⑦梁【見せる】）

引き続き「みせる水道」をコンセプトに、市公式ウェブサイトや広報おおぶでの水質検査結果、耐震化の状況及び経営状況等の情報提供を行います。

(3) 水道の重要性と安全性のPR（図5 ④柱【観せる】【見せる】）

水道に興味関心を持ち、理解を深めていただけるよう、水源地バスツアー、公民館講座、出前講座、産業文化まつり上下水道展の開催、水道水を詰めたボトル缶「おおぶの水」の販売等による広報活動を展開します。その他、効果的な広報の手法を検討します。

6.3.3 技術力の向上と人材の育成

(1) 専門的知識や技術を有する職員の育成（図5 ⑧基礎〔魅せる〕）

専門的知識や技術を有する職員を育成し、多様な水道の課題に対処します。研修等に積極的に参加し、知識の習得と技術力の向上を図ります。

また、上下水道を問わずに、経験豊富な職員からOJTや内部研修を通して、経験から得られた知識や技術を円滑に引き継ぎます。知識・技術の喪失による業務水準や実務対応力の低下を防ぐとともに、将来の事業環境の変化に対応し、持続可能な事業運営を実現します。

6.3.4 環境負荷の低減

(1) 環境負荷の小さい機器の採用（図5 ①柱〔診せる〕）

今後も施設や設備の更新を定期的に行います。GX*の観点から、関連技術の動向を注視し、更新の際には、高効率の機器を優先的に採用するなど、電力消費量の低減を図り、省エネルギー化に努めます。

(2) 廃棄物の抑制と有効利用（図5 ①柱〔診せる〕）

事業に伴い排出される廃棄物等による環境負荷を低減させるため、廃棄物の発生抑制や、リサイクルの推進を図ります。

第7章 投資・財政計画（収支計画）

7.1 投資・財政計画（収支計画）の改訂にあたっての説明

7.1.1 投資的経費の説明

(1) 水道施設の見通し

① 施設・設備について

配水場等の施設や設備は、水の安定供給の根幹を担う重要なものです。そのため、各施設・設備ごとに更新基準を設定し、劣化診断や更新を計画的に実施しています。

配水場や配水池等の施設については、定期的な劣化診断を行い、長寿命化を図ることで投資を最小限に抑えます。また、不具合が大規模断水に直結する施設である共和配水場、長草配水場、横根配水場の電気設備や機械設備については、更新基準年限を迎えるまでに更新を実施します。なお、桜木増圧ポンプ場については、定期的な点検を実施し、点検で発見された不具合や経年劣化を踏まえて必要な部品を交換し、投資の効率化を図ります。

本ビジョンの計画期間中には、共和配水場をはじめとする施設の機械設備や電気設備が順次更新基準年限を迎えるため、設備の更新が必要です。2035年度までの10年間で約42億円の設備投資を見込んでいます。

表 7.1 施設及び設備の更新状況

	名 称	設備等	竣工 年度	更新 基準	法定耐 用年数	現 況
1	共和配水場	配水池	1976	75	60	2014年度耐震化済
		機械設備	1976	25	20	2003年度更新
		電気設備	1976	13	10	2003年度更新、2016年度更新
2	長草配水場	配水池①	2008	75	60	2008年度から供用開始
		高架水槽	2008	75	60	
		機械設備	2008	25	20	
		電気設備	2008	13	10	2023年度更新
		配水池②	2018	75	60	2018年度建替え
3	横根配水場	配水池	1968	75	60	2016年度耐震化済
		電気設備	1995	13	10	2016年度更新
4	八ツ屋配水池	配水池①	1951	75	60	1951年度竣工
		配水池②	1970	75	60	1970年度竣工
		電気設備	1970	13	10	1985年度、2003年度、2018年度更新
5	桜木増圧 ポンプ場	機械設備	2015	-	20	2015年度竣工
		電気設備	2015	-	10	

※ 2035年までの10年間における更新対象の設備に色付け

② 管路について

管路については、2025年1月策定の上下水道耐震化計画に基づき、避難所等の重要施設へ至る管路の耐震化を進め、老朽管については引き続き、耐震管への更新を進めます。

法定耐用年数(40年)を超過している管路延長(口径50mm以上)は、2024年度末時点の見込みで約91km(管路全体の約18%)あり、今後増加します(図7.1)が、更新費用を抑制するため、法定耐用年数に関わらず、管種や継手形状を基に更新基準を設定(表7.2)し、その更新基準に従い更新を進めます(図7.2)。

図 7.1 布設年度別・管種区別の管路延長

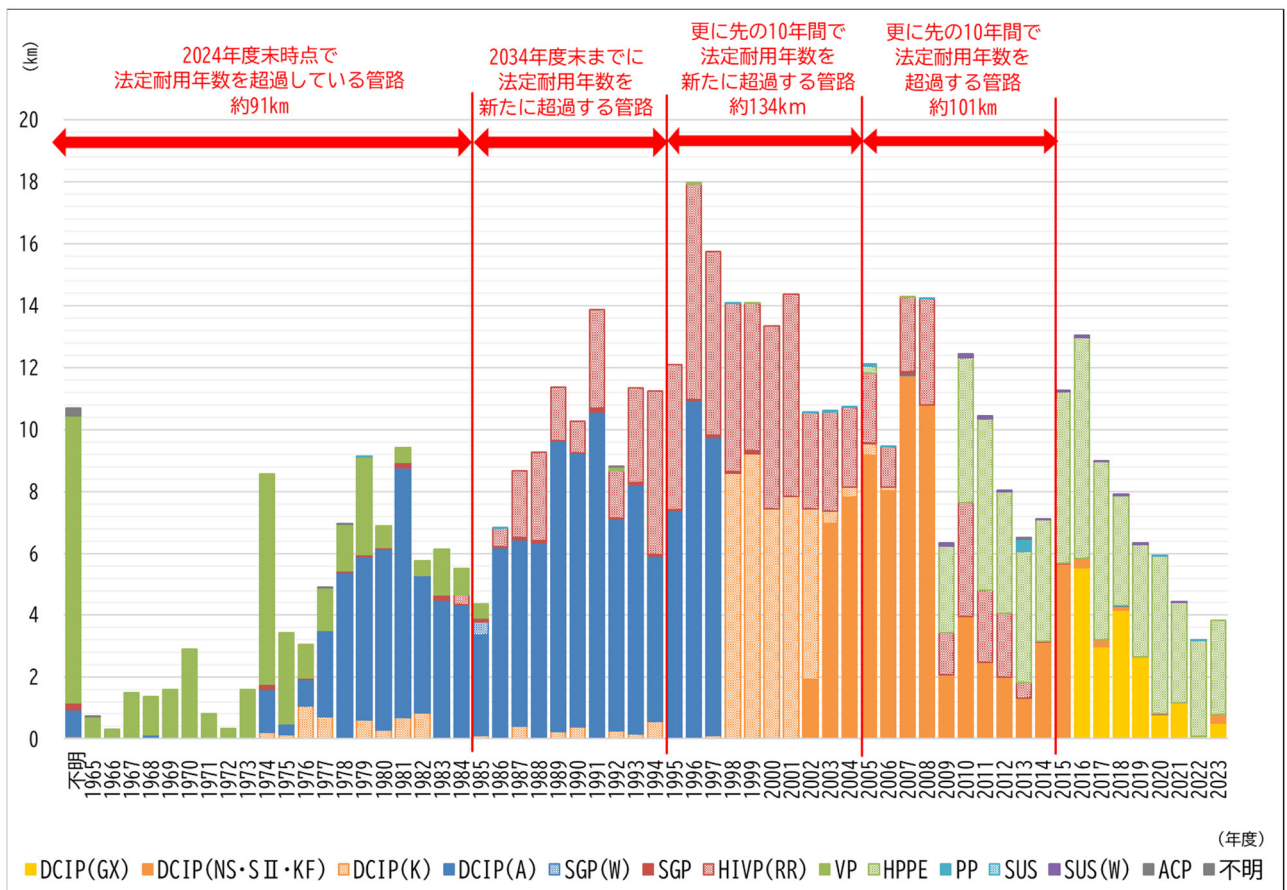
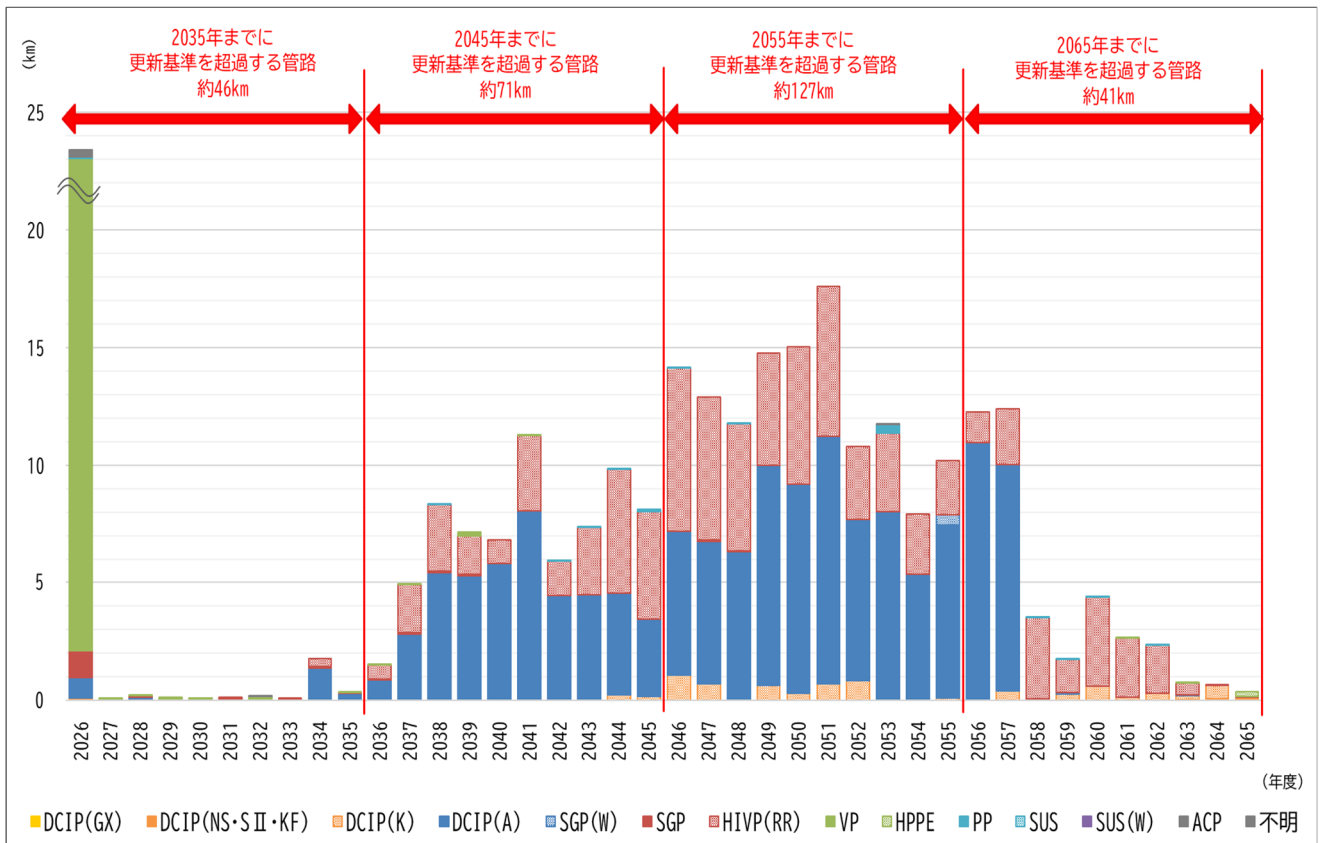


表 7.2 水道管の更新基準の設定

管種区分	更新基準	法定耐用年数
鑄鉄管 (ダクタイト鑄鉄管は含まない)	CIP	50
ダクタイト鑄鉄管* (耐震継手)* GX形継手	DCIP(GX)	100
ダクタイト鑄鉄管 (耐震継手) NS形継手、SⅡ形継手、KF形継手	DCIP(NS・SⅡ・KF)	80
ダクタイト鑄鉄管 K形継手	DCIP(K)	70
ダクタイト鑄鉄管 A形継手	DCIP(A)	60
鋼管 溶接継手	SGP(W)	70
鋼管 上記以外	SGP	40
硬質塩化ビニル管 RR継手	HIVP(RR)	50
硬質塩化ビニル管 上記以外	VP	40
ポリエチレン管 (高密度) 熱融着継手	HPPE	60
ポリエチレン管 上記以外	PP	40
ステンレス管 溶接継手	SUS(W)	60
石綿セメント管	ACP	40
その他 管種が不明なものを含む		40

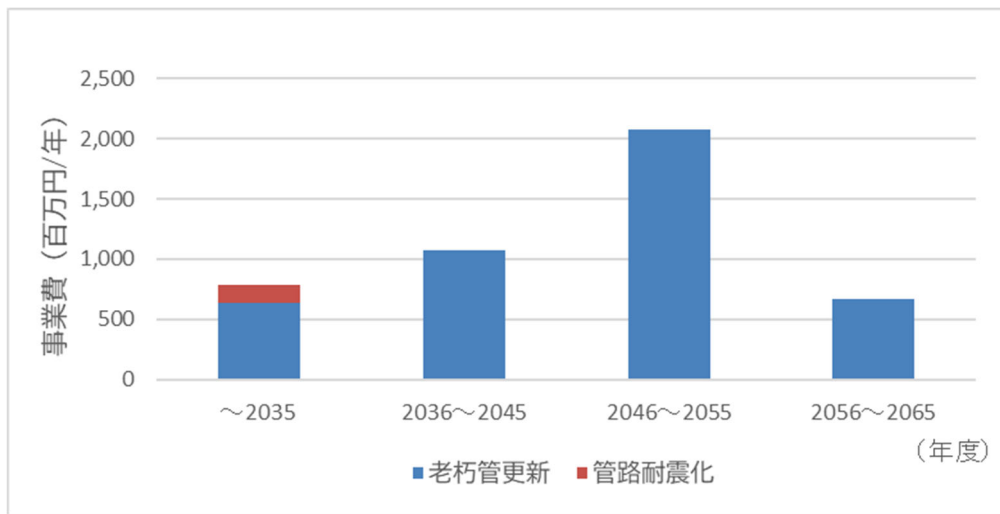
図7.2 更新基準による年度別の更新延長



※2026年は、更新基準を既に超過している管を含んでいます。

管種区分などを基に設定した更新基準で更新する場合、2035年度までの10年間は管路耐震化と老朽更新を進め毎年約7.4億円の事業費を要すると試算しています。その先は管路の老朽管更新を中心に10年ごとに約10億円、約20億円と更新費用が増加し、2046年度からの10年間に最大となります。(図7.3参照)

図7.3 事業費の推移



※老朽管更新事業費は更新基準で更新した場合の事業費

本計画期間の老朽管更新では、主に1975年以前に布設した硬質塩化ビニル管とダクタイル鋳鉄管の更新が必要です。

2036年度以降は、更新費用が増加するため、水需要に応じたダウンサイジング、更新基準の再検討並びに事業費の平準化などの検討を行う必要があります。

7.1.2 財政についての説明

将来にわたり安心・安全な水道水を供給するためには、健全経営を持続することが重要です。引き続き、収入の安定確保と支出の削減や平準化によるバランスのとれた収支計画に基づく安定した事業運営を進めるとともに、災害、感染症のまん延などの緊急時や物価高騰を始めとした社会情勢の変化への対応ができるよう、一定の資金を確保する必要があります。

(1) 給水収益（料金収入）に関する事項

2.3 で述べたとおり、2026 年 6 月に料金改定を予定しています。給水収益は 2027 年度以降、有収水量の減少に伴い、減少する見込みです。

(2) 企業債に関する事項

各年度の資金状況や企業債対象事業を精査し、2026 年度からの借入を見込んでいます。また、借入期間及び方式は、借入期間 30 年、元金均等方式、据置期間 1 年とします。

(3) 繰入金に関する事項

災害時においても、安全で安定的に水道水の供給を図ることを最重要視し、耐震管への更新費用の一部については一般会計からの繰入を見込んでいます。

(4) 国庫補助金に関する事項

上下水道耐震化計画に係る事業については、国庫補助金を見込んでいます。その他、活用できるものがあれば最大限活用し、自主財源のみに頼らない事業の実施を図ります。

7.1.3 投資的経費以外の経費についての説明

(1) 動力費に関する事項

燃料価格等の高騰が想定されますが、燃料価格等の動向は将来予測が困難であるため、物価高騰時の 2022 年度における金額を維持するものとして試算しています。

(2) 修繕費に関する事項

過去の実績を基に、今後発生する業務を勘案したうえで試算しています。

(3) 企業債（元金）償還金に関する事項

これまでに発行した企業債の償還額に、今後発行を見込んでいる企業債の償還額を 30 年、据置期間 1 年で加算します。

(4) 支払利息に関する事項

これまでに発行した企業債の支払利息に、今後発行を見込んでいる企業債の償還利息額を 30 年、据置期間 1 年、年率 1.7% で加算します。

(5) 職員給与費に関する事項

今後も業務の多様化、高度化が想定されますが当面、人員については現状維持とし、2031年度から、管路更新の増大に合わせ、資本的勘定支弁職員数を1名追加して試算しています。

(6) 委託費に関する事項

過去の実績を基に、今後発生する業務を勘案したうえで試算しています。

(7) 受水費に関する事項

給水量の予測値を基に試算しました。本市の水道水は100%愛知県営水道から受水しており、2026年4月からの愛知県営水道料金の改定により、受水費は、2026年度に2025年度より約4,700万円増加する見込みです。その後は、給水量の減少に伴い、緩やかに減っていく見込みです。

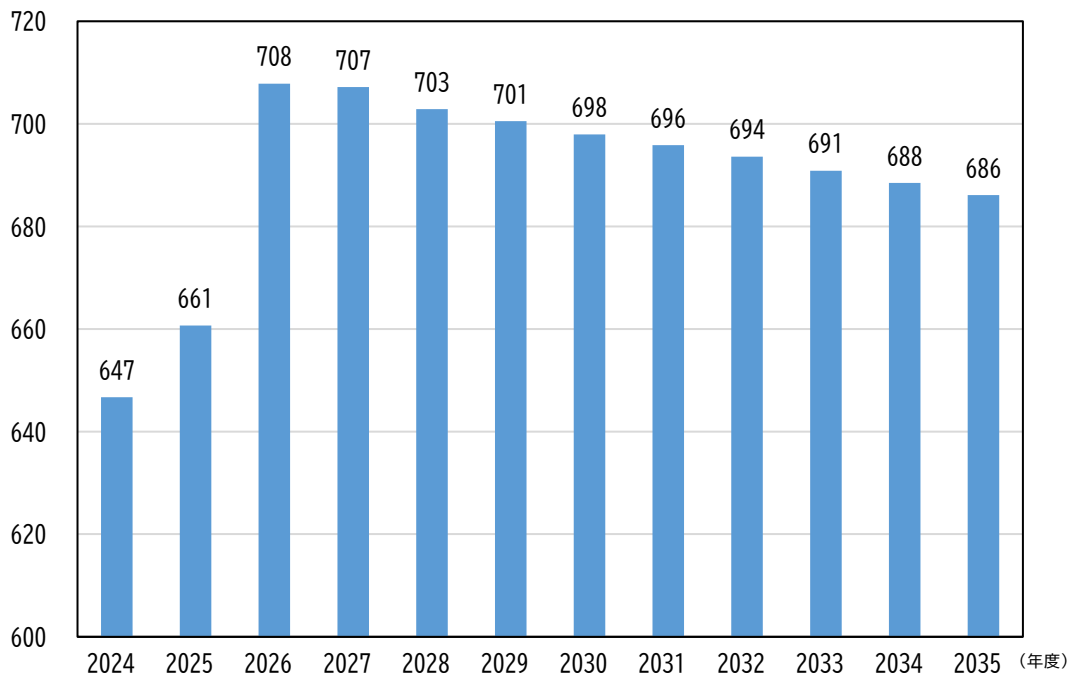


図 7.4 受水費の見込み (百万円)

(8) 減価償却費に関する事項

現在の資産と、7.1の投資計画を基に試算しています。

7.2 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画

様式第1号(法適用企業・収益の収支)

区 分		年 度		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度		
				(決 算)	(予 算)				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			1,675,363	1,651,943	1,798,370	1,813,364		
		(1) 料 金 収 入		1,581,661	1,539,532	1,699,559	1,715,595		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	益	(3) そ の 他		93,702	112,411	98,811	97,769		
		2. 営 業 外 収 益		329,216	353,289	271,099	272,871		
	収 入	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金		63,481	90,018			
			そ の 他 補 助 金						
			(2) 長 期 前 受 金 戻 入		250,728	249,533	258,260	259,500	
		(3) そ の 他		15,007	13,738	12,839	13,371		
		収 入 計 (C)		2,004,579	2,005,232	2,069,469	2,086,235		
		収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用			1,675,517	1,846,335	1,822,018	1,811,750
	(1) 職 員 給 与 費			基 本 給		84,431	91,677	91,677	91,677
				退 職 給 付 費		42,035	42,804	42,804	42,804
そ の 他			42,396	48,873	48,873	48,873			
支 出	(2) 経 費		動 力 費		921,781	1,090,884	1,020,423	1,017,414	
			修 繕 費		38,001	38,927	38,927	38,927	
			材 料 費		83,096	93,731	88,528	86,152	
			受 水 費		446	1,000	1,000	1,000	
			そ の 他		646,697	660,691	707,844	707,176	
			153,541		296,535	184,124	184,159		
支 出	(3) 減 価 償 却 費		666,427	647,963	677,287	672,144			
	(4) 資 産 減 耗 費		2,878	15,811	32,631	30,515			
	2. 営 業 外 費 用		9,912	7,694	6,433	5,220			
	(1) 支 払 利 息			8,981	7,692	6,431	5,218		
(2) そ の 他		931	2	2	2				
支 出 計 (D)		1,685,429	1,854,029	1,828,451	1,816,970				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			319,150	151,203	241,018	269,265			
特 別 利 益 (F)			3	3	3	3			
特 別 損 失 (G)			144	547	547	547			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 141	△ 544	△ 544	△ 544			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			319,009	150,659	240,474	268,721			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)									
流 動 資 産 (J)			3,007,490	2,978,782	3,186,203	3,117,640			
	う ち 未 収 金		219,130	221,063	217,671	219,288			
流 動 負 債 (K)			268,290	318,727	326,714	299,786			
	う ち 建 設 改 良 費 分		64,860	62,984	64,196	59,222			
	う ち 一 時 借 入 金								
	う ち 未 払 金		131,271	184,684	191,480	169,145			

(収支計画)

(単位：千円)

2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
1,802,211	1,797,476	1,791,163	1,786,489	1,781,848	1,776,439	1,770,254	1,763,040
1,704,889	1,698,910	1,692,865	1,687,730	1,682,236	1,675,627	1,669,830	1,664,083
97,322	98,566	98,298	98,759	99,612	100,812	100,424	98,957
273,990	277,109	276,790	278,292	274,635	274,015	273,676	273,055
261,561	264,821	264,390	265,920	265,908	266,802	266,471	265,852
12,429	12,288	12,400	12,372	8,727	7,213	7,205	7,203
2,076,201	2,074,585	2,067,953	2,064,781	2,056,483	2,050,454	2,043,930	2,036,095
1,810,143	1,852,091	1,882,431	1,877,247	1,884,274	1,901,546	1,907,905	1,885,061
91,677	91,677	91,677	91,677	91,677	91,677	91,677	91,677
42,804	42,804	42,804	42,804	42,804	42,804	42,804	42,804
48,873	48,873	48,873	48,873	48,873	48,873	48,873	48,873
1,014,955	1,040,008	1,053,791	1,020,843	1,010,759	1,010,968	1,009,178	1,000,298
38,927	38,927	38,927	38,927	38,927	38,927	38,927	38,927
84,771	88,406	87,767	89,224	91,911	95,821	94,557	89,828
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
702,881	700,537	697,924	695,847	693,595	690,848	688,468	686,099
187,376	211,138	228,173	195,845	185,326	184,372	186,226	184,444
670,955	687,850	704,407	716,548	733,659	750,722	758,871	736,271
32,556	32,556	32,556	48,179	48,179	48,179	48,179	56,815
5,629	7,805	13,102	16,318	18,756	19,994	21,481	23,218
5,627	7,803	13,100	16,316	18,754	19,992	21,479	23,216
2	2	2	2	2	2	2	2
1,815,772	1,859,896	1,895,533	1,893,565	1,903,030	1,921,540	1,929,386	1,908,279
260,429	214,689	172,420	171,216	153,453	128,914	114,544	127,816
3	3	3	3	3	3	3	3
547	547	547	547	547	547	547	547
△ 544	△ 544	△ 544	△ 544	△ 544	△ 544	△ 544	△ 544
259,885	214,145	171,876	170,672	152,909	128,370	114,000	127,272
3,455,881	2,818,529	3,018,722	2,992,791	2,491,760	2,175,600	1,200,851	1,040,845
219,341	218,767	219,132	219,080	218,993	219,068	219,047	219,036
318,982	313,014	312,478	309,636	305,323	304,310	307,539	309,093
66,040	61,006	63,973	58,484	54,768	54,240	56,946	58,687
181,770	180,798	177,238	179,935	179,324	178,832	179,364	179,173

投資・財政計画

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

区 分		年 度		2026年度	2027年度	2028年度	
		2024年度 (決 算)	2025年度 (予 算)				
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債			94,000	194,000	379,000
		うち資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金		23,324	72,391	57,753	66,433
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5,000		29,658	52,344	52,620
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金		1		45,000	300,000
		8. 工 事 負 担 金	4,058	26,809	3,260	4,564	3,912
		9. そ の 他					
	計 (A)	9,058	50,134	199,309	353,661	801,965	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	9,058	50,134	199,309	353,661	801,965	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	430,447	669,054	677,440	1,183,475
うち職員給与費			32,866	35,791	35,791	35,791	35,791
2. 企 業 債 償 還 金			64,422	64,860	62,984	64,197	59,223
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他			1,706	5,499	3,812	2,215	2,385
計 (D)	496,575	739,413	744,236	1,249,887	1,283,179		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		487,517	689,279	544,927	896,226	481,214	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 過 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,501,156	2,747,034	2,852,556	2,970,091	2,872,757
		2. 当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	669,305	663,771	709,915	702,656	703,508
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他	132,371	20,208	△ 65,189	105,507	125,427
計 (F)	3,302,832	3,431,013	3,497,282	3,778,254	3,701,692		
資 金 残 高		2,815,315	2,741,734	2,952,355	2,882,028	3,220,478	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		417,061	352,201	383,217	513,021	832,799	

○他会計繰入金

区 分		年 度		2026年度	2027年度	2028年度
		2024年度	2025年度			
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	67,354	93,755	3,169	3,593	3,500
	うち基準内繰入金	86	1,372	552	670	865
	うち基準外繰入金	67,268	92,383	2,617	2,923	2,635
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	4,058	50,133	75,651	62,317	70,345
	うち基準内繰入金	4,058	27,236	75,651	62,317	70,345
	うち基準外繰入金		22,897			
合 計		71,412	143,888	78,820	65,910	73,845

(収支計画)

(単位：千円)

2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
252,000	208,000	131,000	143,000	157,000	72,000	28,000
23,598	26,368	105,314	103,944	105,876	106,920	112,949
49,826	38,747	22,269	27,750	20,024	24,117	
3,912	4,129	3,984	4,009	4,041	4,011	4,020
329,336	277,244	262,567	278,703	486,941	207,048	144,969
329,336	277,244	262,567	278,703	486,941	207,048	144,969
1,736,969	726,916	984,826	1,536,087	1,557,026	1,971,726	984,826
35,791	35,791	44,739	44,739	44,739	44,739	44,739
66,041	61,006	63,974	58,485	54,768	54,240	56,946
2,228	2,276	2,296	2,267	2,280	2,281	2,276
1,805,238	790,198	1,051,096	1,596,839	1,614,074	2,028,247	1,044,048
1,475,902	512,954	788,529	1,318,136	1,127,133	1,821,199	899,079
3,222,104	2,634,300	2,875,996	2,852,940	2,369,778	2,079,026	1,118,394
720,403	736,960	764,724	781,835	798,898	807,047	784,447
117,069	△ 74,774	△ 94,450	△ 59,809	△ 100,899	△ 98,901	△ 197,739
4,059,576	3,296,486	3,546,270	3,574,966	3,067,777	2,787,172	1,705,102
2,583,674	2,783,532	2,757,742	2,256,829	1,940,644	965,973	806,024
1,022,000	1,168,995	1,236,021	1,320,537	1,422,769	1,440,529	1,411,584

(単位：千円)

2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
3,421	3,505	3,475	3,467	3,482	3,475	3,474
696	744	768	736	749	751	745
2,725	2,761	2,707	2,731	2,733	2,724	2,729
27,510	30,497	109,298	107,953	109,917	110,931	116,969
27,510	30,497	109,298	107,953	109,917	110,931	116,969
30,931	34,002	112,773	111,420	113,399	114,406	120,443

収支計画に基づく経営指標及び資金残高を以下に示します。

(1) 経常収支比率

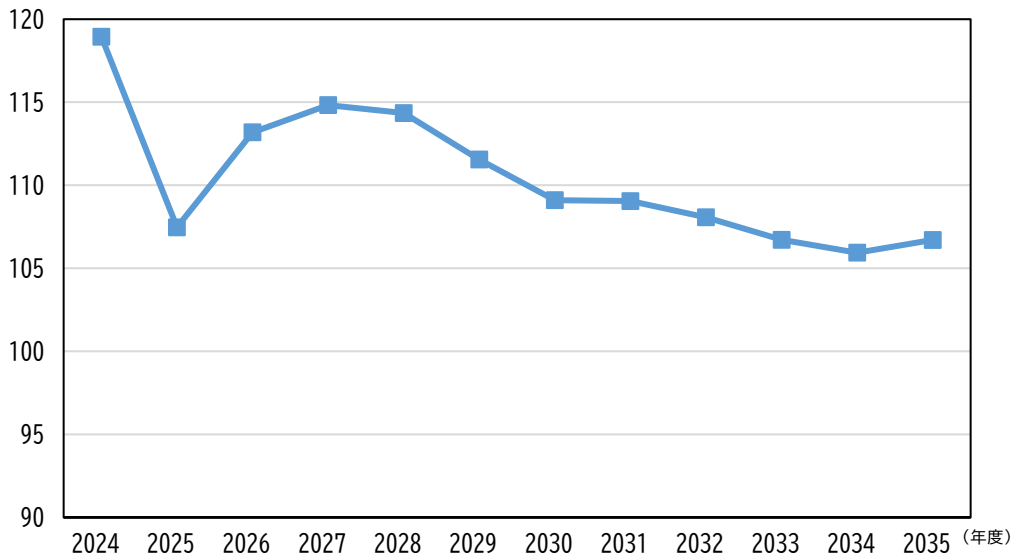


図 7.5 経常収支比率の見込み(%)

経常収支比率は、2035 年度まで健全経営の目安となる 100%を上回る見込みです。

(2) 料金回収率

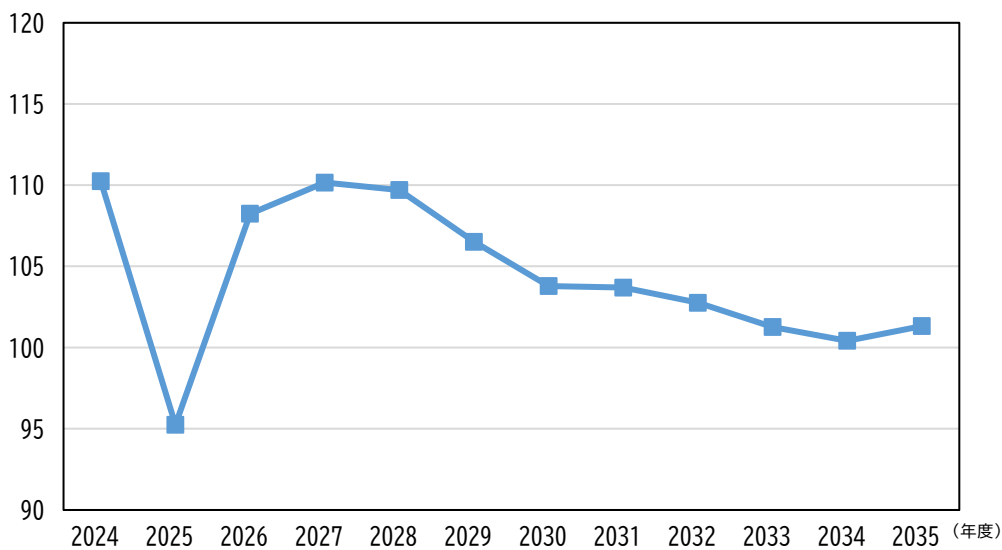


図 7.6 料金回収率の見込み(%)

料金回収率については、2026年度から2035年度まで100%を上回る見込みです。なお、2024、2025年度に水道基本料金の減免を行った際の減額分は、一般会計より他会計補助金として補てんしています。

(3) 企業債残高対給水収益比率

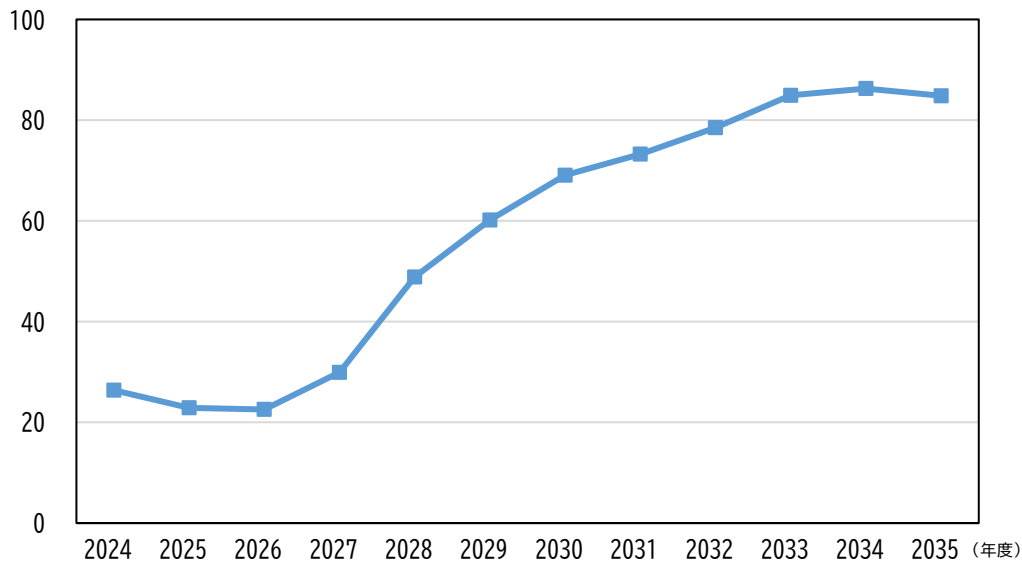


図 7.7 企業債残高対給水収益比率の見込み(%)

企業債残高対給水収益比率は、2035年度まで100%を下回る見込みです。

(4) 資金残高

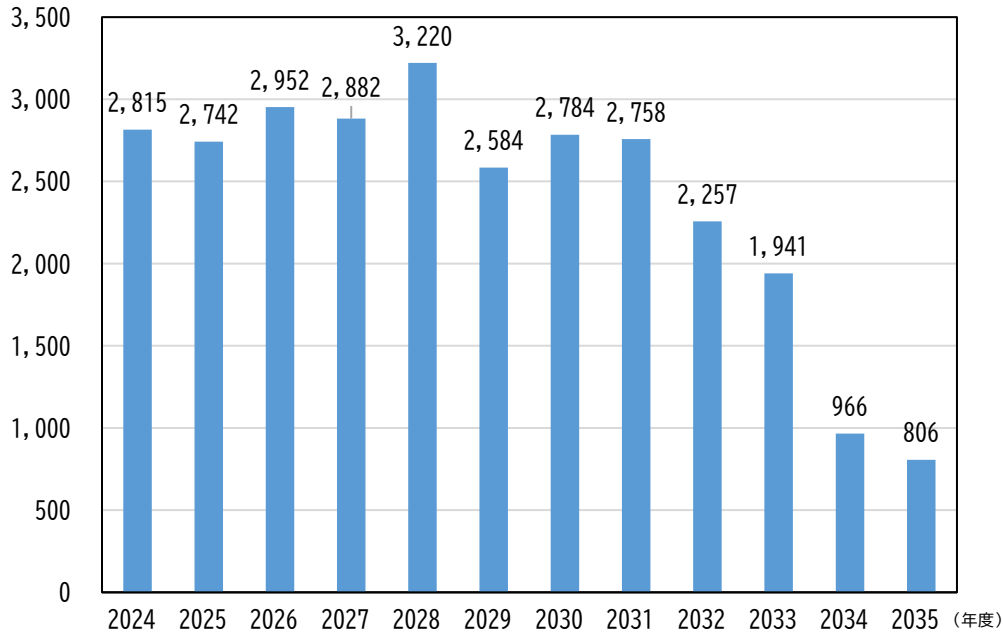


図 7.8 資金残高の見込み (百万円)

資金残高は、配水場の更新工事実施後も、2035年度まで年間給水収益の半分程度の8億円を確保し続ける見込みです。

長期的に見ると、給水量及び給水収益は減少傾向をたどると推測しています。管路については、老朽化が日々進行していくため、計画期間後も継続して老朽管を更新することが必要です。将来的には、電気設備や機械設備だけでなく、建築物や土木構造物についても老朽化による更新が必要となり、多額の工事費を要する見通しです。

本計画期間後も、収入確保の取組と経費節減の取組により、資金残高を一定額確保するように努め、適切な時期に施設や管路の維持管理や更新を行いながら安定した経営を続けられるよう、収支計画の検討と見直しを続け、経営基盤の強化に努めます。

第8章 フォローアップ

8.1 評価指標について

事業の計画、実施、成果を客観的に評価し、改善点や今後の方向性を明確にするため、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、以下の目標値を設定します。

表8 計画期間において目標とする指標

項目	実績 2024年度	目標 2035年度	分類
有収率	96.53%	96.8%以上	安全・強靱・持続
「水の安定供給に満足している」市民の割合	72.3%	85.0%	安全・持続
管路の耐震化率	42.2%	49.6%	強靱
更新基準超過設備率	0%	0%	強靱・持続
経常収支比率	118.94%	100%以上	持続
料金回収率	110.24%	100%以上	持続

指標の解説

- ・有収率

年間総配水量に対する有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量）の割合を示し、施設の稼働状況が収益につながっているかを判断する指標で、数値が低いと、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないことを意味します。

- ・「水の安定供給に満足している」市民の割合

市民意識調査において「水の安定供給に満足している」と回答した市民の割合を示し、数値が高ければ水の安定供給に対する満足度が高いことを意味します。

- ・管路の耐震化率

管路のうち耐震管（地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管）の割合を示し、耐震化の目安を示す指標です。

- ・更新基準超過設備率

配水場や配水池における更新基準を超過した電気設備や機械設備の割合を示し、設備の老朽化の進行状況を示す指標です。

- ・ 経常収支比率

経常費用に対する経常収益の割合を表す指標で、100%を超えていると経常利益が生じていることを意味します。

- ・ 料金回収率

給水原価に対する供給原価の割合を示す指標で、100%以上を超えていると水道料金収入で運営に必要な費用を賄っていることを意味します。

8.2 計画の進捗管理

本ビジョンは、2026年度から2035年度までの10年間を計画期間とし、毎年度、目標値を活用して、進捗管理（モニタリング）を実施し、見直し（ローリング）については、原則5年ごとに行うこととします。

また、実態と計画との乖離の発生原因、影響等を分析、検証した上で、モニタリング結果を毎年度市公式ウェブサイト等で公表します。次期計画においては、毎年度のモニタリング結果をもとに、水道事業の健全経営維持のために必要な施策を反映します。

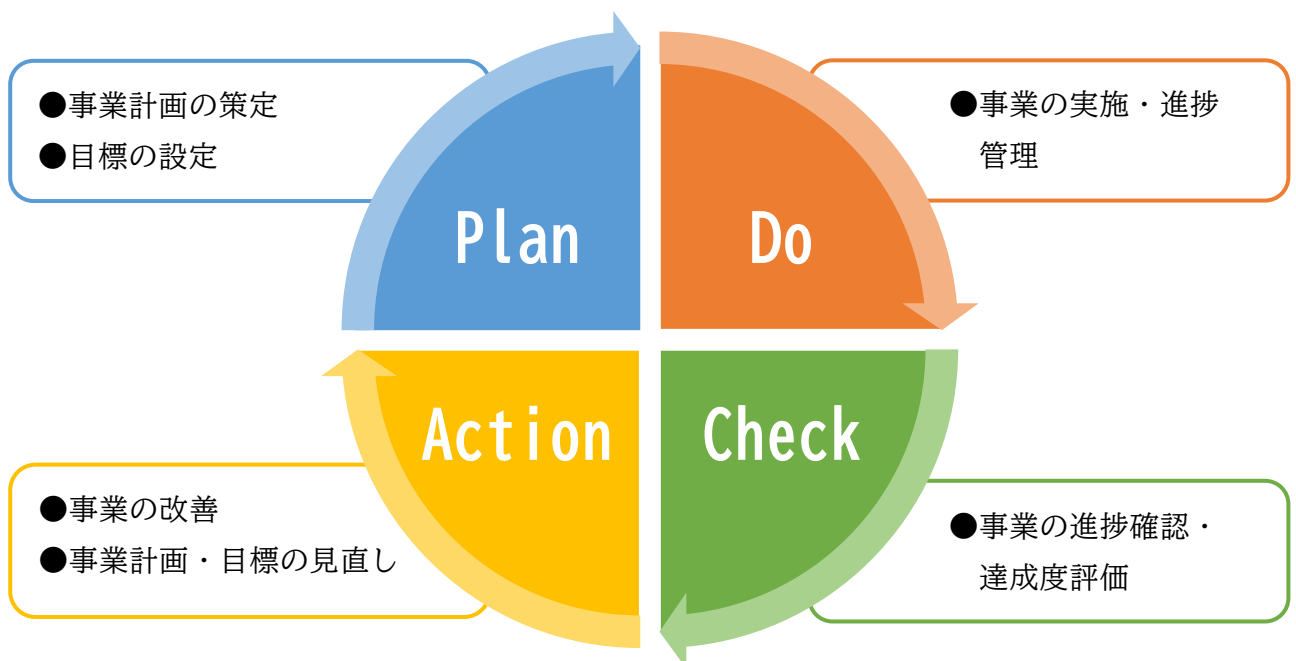


図8 フォローアップ図

用語解説

— あ行 —

愛知県営水道 (P. 1) ……愛知県企業庁が経営する水道で、木曾川、長良川、揖斐川、矢作川、豊川を水源とした浄水を、愛知県の各水道事業体に供給している。

一日最大給水量 (P. 5) ……年間の一給水量のうち、最大の給水量。

一日平均給水量 (P. 5) ……年間総給水量を年日数で除したもの。

ウォーターPPP (P. 47) ……コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式を総称したものであり、従来別々に委託していた業務の一本化や長期契約により民間のノウハウ・創意工夫の有効な活用を期待できる官民連携の手法の一つです。なお、コンセッション方式（公共施設等運営事業）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式のこと。

A101 平均残留塩素濃度 (P. 14) ……給水栓での残留塩素濃度の平均値を表し、濃度が高いと水に塩素臭（カルキ臭）を与え、水の味を悪くする。水道水の安全性を確保するためには、給水栓での残留塩素濃度は0.1mg/L以上を保たなければならない。

A102 最大カビ臭物質濃度水質基準比率 (P. 14) ……給水栓で測定された2種類のカビ臭物質の年間最大濃度を水質基準値で除したものをいう。0%が測定可能な下限値未満であることを示し、100%が水質基準値と同じことを示す。

A108 消毒副生成物濃度水質基準比率 (P. 15) ……水質基準値に対する5種類の消毒副生成物の年間測定最大濃度の平均値の割合を示す。0%ではこれらの物質は存在せず、100%で水質基準と同値を示します。

SMS (P. 24) ……ショートメッセージサービスの略のことで、携帯電話の電話番号宛にテキストメッセージを送受信するサービス。

塩素消毒 (P.12) ……強い漂白・殺菌の作用をもつ塩素により病原微生物を殺菌するもの。塩素は衣類の漂白剤にも使用される。塩素消毒が規定されてから、コレラなどの病気が発生しなくなった。

— へ行 —

簡易専用水道 (P.16) ……貯水槽水道のうち貯水槽有効容量が10 m³を超えるもの。小規模貯水槽水道と違い、水道法で設置者に対して点検や清掃等が義務付けられている。

環境マネジメントシステム (P.35) ……事業者が経営方針の中に環境に関する方針や目標を設定し、達成に向けて取り組む。この取組を効率的に進めるために、事業場内の体制を体系化したものである。

既存ストック (P.38) ……これまでに整備された都市基盤施設、建築物などの蓄積。

給水人口 (P.5) ……事業者が定める給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

給水栓 (P.12) ……給水管の末端に取り付けて、出水口を開閉する栓。蛇口ともいう。

給水栓水質 (P.14) ……水道使用者である市民が使用する時点での水質をいう。

給水量 (P.5) ……配水場(又は配水池)から送り出している水量。給水量には、各家庭などで有効に使われる水量のほか、漏水などによって無効になる水量も含まれる。

業務指標PI(Performance Indicator) (P.12) ……2005年に日本水道協会規格(JWWA Q 100)として制定された水道事業ガイドラインの中で示されたもので、水道事業者が同じ指標を用いて事業内容を数値化するもの。業務の効率化を図るために活用できる規格の一種。2016年に規格が改正された。Aから始まる指標は「安全で良質な水」に関わる指標、Bから始まる指標は「安定した水の供給」に関わる指標、Cから始まる指標は「健全な事業経営」に関わる指標である。

— さ行 —

残留塩素濃度 (P.12) ……水道水の中に注入された塩素が消費されずに、残留している有効塩素をいう。塩素は消毒効果があるため、飲料水には想定外の汚染に備えて、常に残留塩素が含まれている必要があるが、これがあまり多いと塩素臭(いわゆるカルキ臭)がきつくなり、水をまずくする要因となる。

GX (P.48) ……「グリーントランスフォーメーション」の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組のこと。

ジェオスミン (P.14) ……河川などで異常繁殖する植物プランクトンが作るカビ臭物質の一つ。

地震防災対策強化地域 (P.19) ……1971年に施行された大規模地震対策特別措置法による警戒が必要な地域で本市も含まれる。静岡県中西部を震源とする地震を想定したとき、震度6弱以上、又は、20分以内に高い津波(沿岸で3m以上、地上で2m以上)が来襲すると想定され、地震防災のために対策を強化する必要がある。

市民意識調査 (P.31) ……まちづくりの指標の進捗管理を行うために本市が行っている調査(18歳以上の無作為抽出市民3,000人を対象に2年に一度行っている。)

受水費 (P.25) ……愛知県営水道から購入する水の費用のこと。

小規模簡易DB (P.24) ……発注者は概算数量設計による発注を行い、受注者が詳細設計も行う工事発注方式。設計・積算業務を効率化できる。

小規模貯水槽水道 (P. 16) ……貯水槽水道のうち貯水槽有効容量が10m³以下のもの。簡易専用水道と違い、水道法による設置者への点検や清掃等の義務付けがない。

消毒副生成物 (P. 12) ……塩素消毒により、水中の有機物やその他の不純物と反応して発生する物質で、人体に有害とされているトリハロメタンなどがこれにあたる。

承認基本給水量 (P. 25) ……愛知県営水道から給水の承認を受けた各年度における1日当たりの給水量のこと。愛知県営水道の料金体系では、承認基本給水量に応じて、基本料金が決定される。

水質管理目標設定項目 (P. 12) ……水質基準以外にも、より質の高い水道水を供給するために、水質管理上留意すべき項目のこと。評価値が暫定であったり、検出レベルは高くないものの水道水質管理上注意喚起すべき項目であり、健康関連14項目と生活上支障関連13項目の計27項目(2026年3月時点)からなるもの。

水質基準項目 (P. 12) ……水道水が備えるべき水質上の要件として、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定される項目のこと。水道水は、水質基準項目全ての項目で適合していなければならない、人の健康を保護するための31項目と、水道水を使う上で支障とならないための20項目の計51項目(2026年3月時点)があり、それぞれに基準値が設定されている。

水質基準項目中9項目 (P. 13) ……水質基準項目のうち基本的項目。一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度、濁度の9項目。1か月に1回以上の定期的水質検査が義務付けられている。

水質検査 (P. 2) ……水道水の色・におい・濁りなどの性質、有害な化合物・細菌の有無などが、水道法の水質基準に合っているかどうかを判定する検査のこと。

水道配水用ポリエチレン管 (P. 21) ……ポリエチレン管は樹脂管の一種で、1962年ごろから給水装置に使用され始め、金属継手が開発されたことで給水管に普及してきた。水道配水用として用いられているものは、高密度ポリエチレン管を原料とした水道管で1997年に日本水道協会規格が制定され、柔軟性、耐食性等に優れ、融着接合により軽量で施工性がよい耐震管として普及が進んでいる。

スマートメーター (P. 25) ……通信機能を備えた水道メーターのこと。検針員が各住居に訪問せずに検針データの把握が可能となる。

— た行 —

耐震化 (P. 19) ……構造物が地震に対する安全性を確保するよう配慮して設計・施工を行うこと。

ダクタイル鋳鉄管 (P. 52) ……鋳鉄（鋳物）に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ強度や靱性に富んでおり、施工性もよく、現在水道用の管として用いられている。1955年前後に開発され、それまでは鋳鉄管が主に用いられてきた。現在では、耐震性のある構造を有し、水道管の耐震化のため、普及が進んでいる。

耐震継手 (P. 52) ……地震により地盤の変動が生じても、継手部が外れない離脱防止機能を有している管をいう。

貯水槽水道 (P. 15) ……ビル・マンションのような高層の建物や、一時に大量の水を使用するところで、一度、貯水槽に水を貯めてから利用する「貯水槽給水方式」が採用されており、この方式の水道施設のこと。

貯留飲料水量 (P. 20) ……業務指標PIで定義されているもので、地震などの災害時に確保される水量を示す。配水池容量の半分に耐震貯水槽の容量を足し合わせた水量。

DX (P. 47) ……「デジタル・トランスフォーメーション」の略。AIやIoTなどのデジタル技術でビジネスや人々の生活をより良いものに変革すること。

低未利用地(P.38) ……適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

— な行 —

南海トラフ地震防災対策推進地域(P.19) ……2003年に施行された「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法」による警戒が必要な地域で、本市も含まれる。震度(6弱以上)、津波(3m以上)、過去の地震による被害、防災対策の確保の基準があり、指定された地域では、地震防災対策を推進する必要がある。

2-メチルイソボルネオール(P.14) ……河川などで異常繁殖する植物プランクトンが作るカビ臭物質の一つ。

— は行 —

法定耐用年数(P.29) ……構造物や管路の効用が持続すると考えられる期間で、施設の寿命の目安となる。その年数は、使用及び時間の経過による物質的原因と技術の進歩による陳腐化などの機能的原因に基づき、過去の経験などを参考に決定されている。水道施設は、地方公営企業法により定められている。

PFOS及びPFOA(P.12) ……有機フッ素化合物のうち、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)とPFOA(ペルフルオロオクタン酸)のこと。環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。焦げ付かないフライパンや防水服など身近な日用品などにもかつて幅広く利用されてきたが、現在では、原則、製造・使用が禁止されている。

— や行 —

有収率(P.28) ……年間総配水量に対する有収水量(年間の料金徴収の対象となった水量)の割合。

類似団体平均値（P. 14） ……業務指標PIの比較の場合は、本市を給水人口5万人以上10万人未満、主な水源を県水からの受水とし、有収水量密度が全国平均以上の都市という条件の枠に入ると定義し、この条件に該当する全国の都市の平均値を比較するために用いる。経営比較分析表の場合は、本市を給水人口5万人以上10万人未満、末端水道事業という条件の枠に入ると定義し、この条件に該当する全国の都市の平均値を比較するために用いる。

累積欠損金（P. 26） ……営業活動で生じた赤字のうち、利益で補填できなかった赤字を累積したもの。地方公営企業の経営診断のポイントとされている。